

石岡市複合文化施設整備基本構想

令和5年7月

目 次

第 1	基本構想の策定にあたって	2
第 2	施設の必要性	11
第 3	基本理念	12
第 4	基本方針	13
第 5	施設の機能	17
第 6	維持管理・施設運営	23
第 7	実施事業	28
第 8	建設候補地	35
第 9	事業手法	42
第 10	財源の確保へ向けて	45
第 11	その他	51

【巻末資料】

茨城県内における公立文化施設一覧

第1 基本構想の策定にあたって

(1) 石岡市複合文化施設整備基本構想の位置づけ

石岡市複合文化施設整備基本構想（以下、「本構想」という。）は、令和2年3月に閉館した石岡市民会館（以下、「旧市民会館」という。）に代わる、ホール機能を核とした文化施設を整備するために策定したものです。本構想では、整備にあたっての基本理念や基本方針を定めるとともに、建設場所や財源確保などの課題等について整理を行いました。今後、本構想を踏まえ、新たに設置する「石岡市複合文化施設整備審議会」で議論をしながら、基本計画を策定し、新施設の整備を推進していきます。

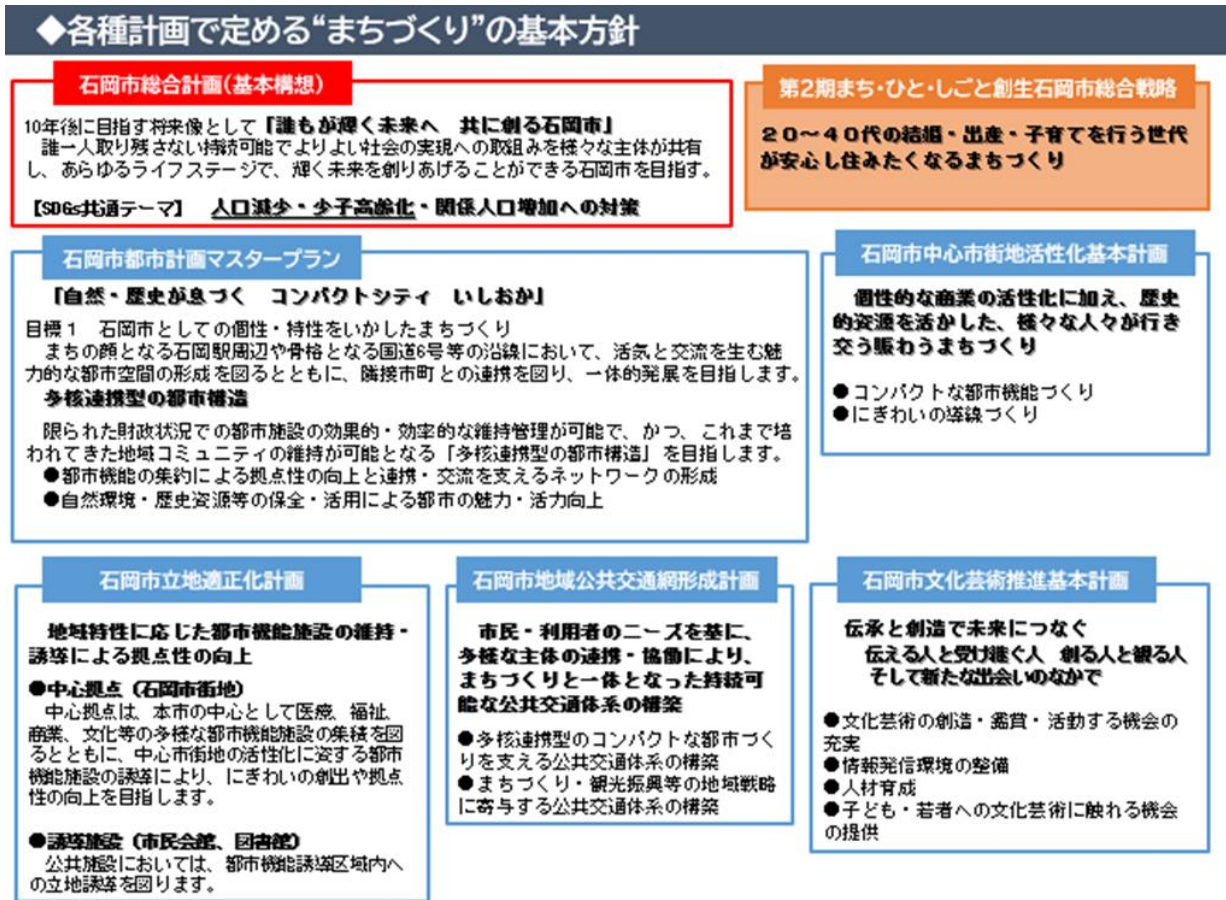
(2) これまでの主な取り組み状況

本市における複合文化施設整備事業のこれまでの経緯は次のとおりです。

平成18（2006）年3月	石岡市複合文化施設に関する基本設計の作成。施設整備事業が合併特例債事業に位置づけられるが、平成19年に市内小中学校の耐震化を優先するため事業凍結
令和2（2020）年3月	石岡市民会館 閉館 同年9月 石岡市民会館条例 廃止
令和2年5月	関連課課長級庁内組織、複合文化施設検討プロジェクトチーム設置
令和2年10月	「石岡市文化施設整備事業基礎調査業務委託」契約（契約期間2年） 委託内容：団体利用者アンケート、施設導入機能、類似施設の配置状況、施設候補地の整理、施設整備方針、基本計画骨子・要求水準（案）整理、事業手法別工程・事業費比較、概算事業費整理 他
令和2年11月	いしおか未来会議オンライン（ワークショップ）の開催
令和3（2021）年1月	国交省主催「民間連携事業推進のための関東ブロックサウンディングプログラム」へ参加
令和3年5月	基礎調査業務の一環として「プレ・サウンディング調査」を実施
令和4（2022）年4月	候補地、施設機能等についての市民アンケートの実施
令和4年6月	プレ・サウンディング調査の結果等から、事業手法の第一候補をPFI方式に決定。 石岡市議会にて複合文化施設建設特別委員会が設置
令和4年7月	複合文化施設建設特別委員会に基本計画（案）を提出 基本計画（案）の内容：建設予定地、施設構成、施設規模、施設イメージ、運営方針、事業手法、概算事業費 他 複合文化施設整備に関する市民説明会を実施（石岡地区、八郷地区）
令和4年9月	建設予定地への地質調査等関連補正予算が9月定例会において否決
令和4年10月	複合文化施設建設特別委員会への基本計画（案）を取下げ。新たに「施設整備基本構想」を作成するため庁内組織を組成。（策定検討委員会、各種部会等）

(3) 上位計画・関連計画

本市が定める各種計画で定めるまちづくりの基本方針は、次のとおりです。



本市が定める各種計画において、複合文化施設整備事業の位置づけがあるものは次のとおりです。

計画名	各計画で掲げる将来像、基本理念、基本方針、基本目標等	複合文化施設整備事業の位置づけ
石岡市総合計画	誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市	【産業・経済】 【地域・文化】 に位置付け
石岡市中心市街地活性化基本計画	1. 生活支援機能が享受でき、快適で安心して暮らせるまちづくり 2. 個性的な商業の活性化に加え、 歴史的資源を活かした、様々な人々が行き交い賑わうまちづくり	【施策①コンパクトな都市機能づくり】の現地事業の一つに位置付け
石岡市立地適正化計画	都市部と田園空間との連携・機能分担により、魅力ある居住地として選ばれる一体的なまちづくり	【都市機能誘導にかかる施策】として位置づけ (石岡市街地の拠点性向上)
石岡市文化芸術推進基本計画	伝承と創造で未来につなぐ 伝える人と受け継ぐ人 創る人と観る人 そして新たな出会いのなかで	【基本目標1 集う】における主な取り組みに位置付け

(3) 文化施設に求められる視点

①国の文化政策の動き

平成 13 (2001) 年 12 月に、国は、積極的な文化行政を展開し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与していくため、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本理念を定めた初めての法律である「文化芸術振興基本法」を制定し、国や地方自治体等の役割を明記しました。

この基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が策定され、平成 27 (2015) 年 5 月には、第 4 次基本方針が策定されました。

また、平成 24 (2012) 年 6 月には、地方において、文化施設が劇場や音楽堂として十分に機能が発揮されておらず、多彩な実演芸術に触れる機会が少ない等の課題を踏まえ、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行されました。これにより、地方の文化会館等の劇場等が有効に活用されることで実演芸術の振興が図られ、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与していくため国・地方の役割を明確にし、取り組むべき事項などが明らかにされています。

この法律の制定に合わせ、劇場・音楽堂等活性化事業が創設され、地方の劇場・音楽堂等の文化ホールの活性化に向けた支援が強化されるなど、文化振興関連予算も厚みを増してきています。

さらに、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開が、より一層求められるようになってきたことを背景に、平成 29 (2017) 年 6 月に、文化芸術振興基本法の一部を改正し、「文化芸術基本法」が施行されました。

平成 30 (2018) 年 6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、「障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」こととなりました。

このような状況の中、近年、日本のいくつかの地域では、新たな理念のもとに、文化ホールを単にイベント開催の会場として捉えるのではなく、住民自らが活発に活動できるよう、交流拠点、地域活性化としての機能を十分に考慮し、整備前から運用も含めて検討することで、有用性の高い施設を目指そうという動きが見られるようになってきています。

【劇場、音楽堂等の活性化に関する法律】

劇場、音楽堂等の事業 (概要)	①劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割を明確にするとともに、これらの関係者等が相互に連携協力することを明確にする。(第 2 条～第 8 条) ②国及び地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備等を進める。(第 9 条～第 15 条) ③劇場、音楽堂等の事業の活性化に必要な事項に関する指針を国が作成する。(第 16 条)
--------------------	---

【文化芸術基本法の概要】

<p>基本理念 (第2条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動を行う者の自主性の尊重 ・文化芸術活動を行う者の創造性の尊重、地位の向上、能力が発揮されるよう考慮 ・国民が等しく、生涯を通じて、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境の整備 ・我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成 ・多様な文化芸術の保護・発展 ・地域の人々による主体的な文化芸術活動への配慮、地域の特色ある文化芸術の発展 ・我が国の文化芸術の世界への発信、文化芸術に係る国際交流、国際貢献の推進 ・乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育のための関係者の連携 ・国民の意見が反映されるための配慮 ・観光、まちづくり、国際交流等各種施策との連携
-----------------------	---

【障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の概要】

<p>基本理念 (第3条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く促進 ・専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障がい者の作品であること等を踏まえ、障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化 ・障がい者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与 ・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策 <ul style="list-style-type: none"> ▷障がい者による文化芸術活動に特化した措置を実施 ▷文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
-----------------------	---

②県の文化施策の展開

茨城県では、平成27(2015)年12月に施行された「茨城県文化振興条例」第8条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「茨城県文化振興計画」が策定されました。

本計画は、策定当時の茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン(H28～H32)」を補完し、文化振興の具体的推進を図るための部門別計画となっています。

【茨城県文化振興条例の概要】

<p>目的</p>	<p>文化振興に関し、基本理念を定め、県の責務や県民の役割などを明らかにするとともに、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かな県民生活及びいつまでも活力に満ちあふれた地域社会の実現に寄与</p>
<p>基本理念</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の自主性及び創造性の尊重並びにその能力発揮に係る配慮 ・県民が等しく文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる環境の整備

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の多様性の尊重並びにその保護及び発展 ・本県文化の次世代への継承に係る配慮 ・文化の継承及び発展に資する人材の育成 ・文化に関する関係者と県の相互連携及び協力
基本的施策	<p>第1節 「人材の育成等」 文化の担い手の育成及び確保、次世代を担う子どもたちの育成、文化に関する教育の充実</p> <p>第2節 「文化の振興」 芸術の振興、伝統文化の継承及び発展、生活文化等の振興、文化を活用した地域づくり、文化交流の推進</p> <p>第3節 「文化的資産の活用等」 文化的資産の活用、文化財の保存等、公共の建物等の建築に当たっての配慮</p> <p>第4節 「文化活動の充実」 県民の文化活動の充実、高齢者・障がい者等の文化活動の充実、青少年の文化活動の充実</p> <p>第5節 「文化活動の支援体制の充実等」 文化情報の収集及び提供、推進体制の整備、文化施設の機能の充実、地域における文化活動の支援、財政上の措置、顕彰</p>

③市の上位計画、関連計画

本市では、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、本市の文化芸術に関する基本理念を定め、市や教育委員会の責務及び市民等の役割などを明らかにするとともに、これらの主体が共に文化芸術に関する施策を推進することにより、伝承と創造による地域文化の向上を実現するため、令和3（2021）年3月に「石岡市文化芸術推進条例」が制定されました。

また、「石岡市総合計画」の将来都市像や「石岡市教育大綱」の理念と基本施策を踏まえ、令和元（2019）年度から令和4（2022）年度までの4年間を計画期間として、令和2（2020）年3月に「石岡市文化芸術推進基本計画」が策定されました。

石岡市文化芸術推進基本計画では、文化芸術の伝承と創造による人々の交流の中で、未来に文化をつないでいくことを目指し、『伝承と創造で未来につなぐ～伝える人と受け継ぐ人 創る人と観る人 そして新たな出会いの中で～』が基本方針として掲げられています。

名 称	内 容	
市文化芸術推進条例	目 的	本市の文化芸術に関する基本理念を定め、市や教育委員会の責務及び市民等の役割などを明らかにするとともに、これらの主体が共に文化芸術に関する施策を推進することにより、伝承と創造による地域文化の向上を実現
	理 念	<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが、文化芸術の担い手であることを認識するとともに、自主性・創造性を尊重 ・市民が等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、または創造することができるような環境整備 ・多様な文化芸術の保護及び発展並びに歴史・風土が反映した特色のある文化芸術の育成及び向上 ・文化芸術の推進は、市・教育委員会及び市民、文化芸術団体等が連携し、協働した取り組み

ア. 文化芸術にかかる課題（市文化芸術推進基本計画より）

課題	内容
文化芸術への機会	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所で気軽に鑑賞や活動に参加することのできる機会の創出 ・年齢や世代にかかわらず、子どもから高齢者までが、より多く文化芸術に触れ合える機会の充実
文化芸術の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報の発信や提供 ・人と人との交流や市民が触れ合うネットワークづくり
文化芸術の後継者	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の文化芸術の担い手を確保
子どもや若者に対する文化芸術	<ul style="list-style-type: none"> ・将来を担う子どもたちへの積極的な文化芸術における機会の充実、若者のニーズに合った取組みや支援 ・子どものうちに文化芸術に触れるなどの若い世代の創造意識の向上

イ. 重点視点と基本目標（市文化芸術推進基本計画より）

課題	重点視点	基本目標
文化芸術への機会	集う	毎日の暮らしの中で、身近に文化芸術に触れ合えることができる機会や優れた文化芸術を創造・鑑賞・活動する機会を充実する。
文化芸術の情報	発信する	文化芸術に関する情報を広く発信し、市民が鑑賞や体験、活動に積極的に参加できるような情報発信の環境を整える。

文化芸術の後継者	支える	文化芸術活動を担ってきた人々の高齢化による仲間の減少や後継者不足に対して支援していくため、人材育成を支えていく。
子どもや若者に対する文化芸術	育む	未来に向けた新たな文化芸術を創り上げていくため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会の提供に努め、創造性や多様な価値観を育む。

④外部環境の視点

近年、少子高齢化、ライフスタイルの多様化、ICT化の進展、コミュニティの希薄化、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会のあり方の変化などに伴い、文化施設に期待される役割が多様化・高度化してきています。

項目	内容
少子高齢化・人口減少	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者までを対象とした居場所・多世代交流・生きがいづくりの支援 ・子育て世代が利用しやすい環境整備やICTの充実、子育て世代の市民のつながり創出に資する場所の提供 ・移り変わるまちの姿に合わせた芸術文化活動を推進するための話し合える場づくり
地域コミュニティの希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の出会いの場、交流の場、賑わいの場の提供 ・市民同士の結びつきによる新たな創造・知のネットワークの構築 ・市民や活動団体等と連携した芸術普及活動の展開
ライフスタイルや価値観の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の日常の課題解決につながる支援 ・市民一人ひとりが思い思いの過ごし方ができる場所の提供
ICT化の進展	<ul style="list-style-type: none"> ・資料のデジタル化、VR等の技術による場所に寄らない観光など、ICT化に対応した新たなサービスの提供
地域の伝統・文化を保存・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・過去から現在までの記録や資料の網羅的な収集、保存、次世代への継承 ・市民の理解を深めるプロモーションの展開
教育・学習の機会の創出・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習など、誰もがアクセスでき、自主的・主体的に参画、協働することで学ぶ人の輪を拡大 ・学校等と連携したワークショップなど、子どもの活動環境の充実

(4) 市民の文化活動の状況

本市の文化芸術活動を行う市民団体のひとつに、石岡市文化協会があります。令和4年4月1日現在、29団体が加盟し、約2,300名の会員が文化芸術活動に取り組んでいます。

また、このほかに、石岡アート協会や市民とつくる美術展実行委員会、公民館等を拠点として活動を行う同好会等も多数存在しており、日々活動を繰り広げています。

さらに、市内中学校では吹奏楽部や美術部等、市内高等学校では、吹奏楽部、華道部、美術部、演劇部、写真部等部活動を通じた文化活動が展開されています。

【石岡市文化協会の構成状況（令和4年4月1日現在）】

団 体 名	会 員 数	団 体 名	会 員 数
(1) 石岡盆栽菊友会	13人	(16) 石岡大正琴愛好会	25人
(2) 八郷吟詠会	9人	(17) いしおか子ども劇場	31人
(3) 石岡吟詠詩舞連合会	90人	(18) 筑東史談会	27人
(4) 石岡三曲協会	31人	(19) やさと巨樹の会	31人
(5) 石岡市日本舞踊研究会	60人	(20) 瓦塚・佐久大杉保存会	464人
(6) 石岡市民謡舞踊連合会	126人	(21) 丸山古墳保存会	49人
(7) 石岡華道同好会	13人	(22) 八郷写真クラブ	10人
(8) 石岡茶道会	30人	(23) 八郷硯友会	20人
(9) いしおか俳句同好会	20人	(24) 石岡囃子連合保存会	800人
(10) やさと俳句会	31人	(25) 俳禰ばやし保存会	27人
(11) かるた会	11人	(26) 太々神楽保存会	26人
(12) やさと読書会	16人	(27) 石岡史跡研究会	28人
(13) 石岡俚謡会	52人	(28) いしおか川柳会	21人
(14) 石岡市囲碁同好会	59人	(29) 石岡コカリナ同好会	14人
(15) 石岡合唱連盟	144人		
		29団体	2278人

(教育委員会事務局文化振興課提供資料)

【市内中学校における文化部の設置状況】

石岡中学校	吹奏楽部、美術部、総合文化部
国府中学校	吹奏楽部、美術部
府中中学校	吹奏楽部、美術・PC部
園部中学校	吹奏楽部
八郷中学校	吹奏楽部、科学部、美術部

(各中学校ホームページより)

(5) 県内の文化ホール等施設の整備状況

公益社団法人全国公立文化施設協会が公開する情報を参考に、茨城県内の公立文化ホール等の施設状況について取りまとめたものが次のとおりです。

閉館した石岡市民会館（968席）と同規模程度の規模を有する施設として、1,000席規模のホール客席数を有する施設は9施設（1,000席～1,200席未満）となっています。また、多くの施設は80年代から90年代にかけての時期に開館している状況です。

【ホール席数別県内公立文化施設一覧】

1,200席以上	つくばカピオ（2,736席／1996年） 水戸市民会館（2,000席／2023年） 茨城県民文化センター（1,514席／1966年） ひたちなか市文化会館（1,368席／1984年） 日立市民会館（1,309席／1965年） 結城市民文化センター（1,286席／1991年） つくば国際会議場（1,258席／1999年） 龍ヶ崎市文化会館（1,200席／1985年）
----------	--

<p>1,000 席 ～1,200 席未満</p>	<p>牛久市中央生涯学習センター文化ホール (1,198 席/1987 年) 常総市地域交流センター (1,100 席/1992 年) 小美玉市小川文化センター (1,081 席/1982 年) つくば市立市民ホールくきざき (1,054 席/1985 年) 土浦市民会館 (1,019 席/1969 年) 常陸大宮市文化センター (1,010 席/1995 年) 神栖市文化センター (1,002 席/1081 年) 取手市民会館 (1,000 席/1972 年) つくば市ノバホール (1,000 席/1983 年)</p>
<p>500 席 ～1,000 席未満</p>	<p>日立シビックセンター (825 席/1990 年) 筑西市立明野公民館 (816 席/1984 年) 東海文化センター (800 席/1977 年) 鹿島勤労文化会館 (754 席/1987 年) 坂東市民音楽ホール (704 席/1994 年) 水戸芸術館 (680 席/1990 年) コミュニティーセンター城里 (613 席/1992 年) 小美玉市四季文化館 (みの～れ) (600 席/2002 年) 行方市文化会館 (548 席/1994 年) ひたちなか市那珂湊総合福祉センター (540 席/1995 年) 小美玉市生涯学習センター (玉里文化ホール) (540 席/1994 年) 筑西市立生涯学習センター (512 席/1994 年)</p>
<p>500 席未満</p>	<p>日立市多賀市民会館 (474 席/2006 年) つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘世代ふれあいの館 (350 席/1997 年) 土浦市亀城プラザ (295 席/1983 年)</p>

※表示している座席数は、各施設のうち最も大きいホールの収容人数を記載しています。

※表示している年数は、各施設の開館した時期を記載しています。

第2 施設の必要性

(1) 市内公共施設の状況

本市では、長年にわたり、多くの市民に利用されてきた石岡市民会館が令和2（2020）年3月をもって閉館しました。このことにより、市内における市民の文化芸術の活動・発表の場やコミュニティ活動の場が市内外の他の施設へと分散するなど、多くの支障をきたすこととなりました。

現在、市内において代替施設として利用できる公共施設は次のとおりです。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	代替機能
八郷総合支所	8,100.63	平成6	郷の風、やさと響きホール
中央公民館	3,409.33	昭和57	大講堂（594席）、会議室、調理室、 工作室、視聴覚室
府中地区公民館	1,214.00	昭和54	会議室、調理室、工作室
東地区公民館	1,236.47	昭和57	会議室、調理室、工作室
城南地区公民館	1,490.67	昭和61	会議室
国府地区公民館	1,465.00	昭和61	会議室
旭台会館	708.09	昭和62	多目的ホール（50席）、視聴覚室（90 席）、和室、会議室
勤労青少年ホーム	1,528.00	昭和55	会議室、調理室、音楽室、軽運動室
杉並コミュニティセンター	471.95	昭和54	会議室、調理室
ふれあいの里ひまわりの館	5,145.72	平成11	ふれあいホール（300席）、研修室、 茶室、料理教室、ふれあい工作室

（「石岡市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」より）

しかし、いずれの施設も老朽化や社会的劣化が進んでいる状況です。

このような中、将来的に魅力あるまちづくりを進めていく上で、新たな本市の象徴となる施設の整備が必要であると考えます。また、新施設は、旧市民会館が担っていた役割を引き継ぎ、さらには次のような役割が求められていると考えます。

- ・市の文化芸術について市内外へ文化的な情報を積極的に発信していくための拠点であること
- ・市民の憩いの場所や若い人たちが集う場所
- ・少子高齢化が進む中で、多世代が交流するための施設

本市としては、旧市民会館が有したホールや会議室機能を中心とした新たな文化施設の整備を検討するとともに、さらにどのような機能を加えることで施設の魅力や市民サービスの向上につながるかが課題であると考えます。

(2) 想定する利用者

新施設は、市民をはじめ、あらゆる「ひと」が集い、交流する施設を目指します。特に、子どもや子育て世代といった若い世代が気軽に集え、交流ができるような場とすることが重要です。

また、本市へ通勤・通学する人を含む市外の方にも積極的に利用してもらうことにより、本市の魅力などあらゆる情報を発信し、交流人口の増加に寄与する施設であることも重要です。

以上のことから、新施設は、本市に関係するあらゆる「ひと」に利用してもらえる施設とします。

第3 基本理念

新たな活力で 輝く未来へ 「文化」「ひと」「地域」の交流拠点

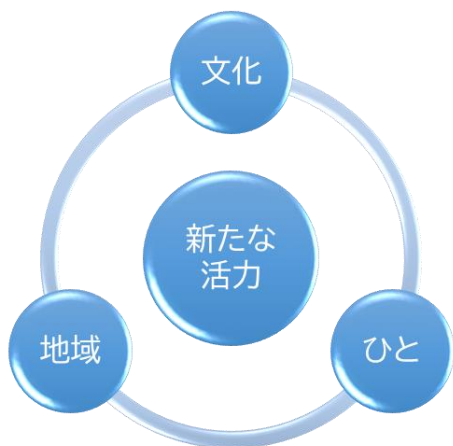
文化芸術は、一人ひとりに**楽しさや感動、喜び**を与えるとともに、**豊かな人間性や創造性**を育みます。

これらを発揮することは、魅力ある石岡市を築き上げていく大きな原動力となります。また、ふるさとへの**誇りや愛着**を深める上で欠かせない財産です。

新たな施設は、地域文化をはじめとするあらゆる文化芸術を継承、交流、発信する文化拠点であるとともに、人々が集い、互いに絆を結ぶ交流拠点を目指します。

新施設の利用、あるいは新施設での活動を通じ、文化芸術と、市民をはじめ石岡市に関わるすべてのひと、地域社会（地域で活動する団体や学校など）との交流を促進することで、新たな活力を生み出し、文化芸術の創造・発展・承継に取り組むとともに、さらに石岡市を輝く未来へと導くまちづくりの原動力としていきます。

文化 × ひと × 地域 = 新たな活力（まちづくりの原動力）



「新たな活力」とは、「文化」「ひと」「地域」が交わることで生み出されたり、育まれたりする力を指します。

具体的には、ふるさとへの誇りや愛着、豊かな心や感性、創造力、人や地域との連帯感、問題解決力、コミュニケーション能力、社会力（考える力、実行する力）など。

「文化」「ひと」「地域」の交流拠点である複合文化施設で生み出される「新たな活力」は、文化芸術の創造や未来へ承継するための原動力になるとともに、地域コミュニティの形成や地域の発展など

第4 基本方針

基本理念を実現するため、**4つの基本方針**を定めます。

①身近な文化芸術の拠点づくり

○※**地域文化**をはじめとするあらゆる文化芸術の交流拠点を目指します。

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、あらゆる「ひと」が、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造するなど、様々な形で文化芸術に触れ合う機会を創出する施設とします。

○文化芸術に関する情報の発信拠点を目指します。

市の内外に対して、文化芸術に関する情報提供や情報発信の拠点となる施設とします。

○地域における文化芸術の担い手を育てる施設を目指します。

文化芸術活動を行うひとや、活動を支えるひと等、文化芸術活動を充実させ、また将来へ継承するためにその担い手となる人材の育成を担う施設とします。

※)「地域文化」が持つ役割

- 「地域文化」は、本市の特色ある文化芸術であり、地域で生まれ、育まれ、継承されていくべきものであると考えます。
- 市への誇りや愛着を生み出す“源”である「地域文化」に触れる機会を確保し、大人から子どもへ承継し、未来への伝承を図っていく必要があります。



新施設では、高度な文化芸術を通じた感動体験のみならず、身近な「地域文化」を通じて郷土への愛着や誇りを育むとともに、市民自らの手で未来へと引き継いでいく役割を担っていきます。



【代田の大人形】



【東田中の盆綱】



【真家のみたまおどり】

◆「文化庁活動の地域移行」を見据えた施設の整備

文化庁が推進する段階的な文化庁活動の地域移行を踏まえ、地域全体で子どもたちの多様な文化芸術の体験機会を確保できる施設を検討します。

また、多様な活動を開設していくことを目指し、文化芸術等に親しむ機会を確保するなど、すべての子どもたちの文化芸術活動への支援を行っていきます。

文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】



○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参加者	全ての希望する生徒を想定。
実施主体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、文化芸術団体等（地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、学校関係の組織・団体（地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活動内容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、生徒の状況に適した機会を確保。適切な活動日数や活動時間とする。
活動場所	学校の音楽室・美術室等の学校施設の他、地域の社会教育施設、文化施設等も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、次のステップとして平日に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。市町村において、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。＜令和4年度から令和6年度の取組を例示＞

【具体的課題への対応】

現状と課題		求められる対応
文化芸術団体等の整備充実 指導者の質・量の確保方策（第3章）	<ul style="list-style-type: none"> どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。 専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。 教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化庁活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など、指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知するとともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方を整理。
活動場所の確保方策（第4章）	<ul style="list-style-type: none"> 学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。 文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

（文化庁ホームページより）

②あらゆる「ひと」に開かれた空間と交流の拠点づくり

○文化芸術を通じて多世代が触れ合う機会を生み出す場所を目指します。

子どもたちと高齢者とのつながりを生み出し、高齢者から子どもたちへ地域文化を伝承する場としての活用を目指します。

○多様な「ひと」と出会い、交流を生み出す場所を目指します。

年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、子どもから高齢者まであらゆる「ひと」が出会い、交流することで「つながる喜び」を感じることができ施設を目指します。

○誰にとっても「地域の居場所」と思える施設を目指します。

多様な「ひと」にとってオープンで、思いのままに充実した時間を過ごすことができる“居心地の良さ”を追求した施設を目指します。

③賑わいを生み出す拠点づくり（周辺地域や各分野との連携）

○施設へ集まったひとを周辺地域へ誘導し、賑わい創出を図ります。

街中に点在する多様な資源（看板建築、常陸国総社宮等）や八郷地域の文化・歴史・自然との連携

により、地域全体へ賑わいを生み出します。

○文化芸術と教育・福祉・観光との連携による地域の活性化を図ります。

教育：市内小中学校等との連携による子ども期からの文化芸術に親しむ大切さを啓発する等、子どもの文化芸術活動の充実を図ります。

福祉：文化芸術を通じた高齢者と子どもたちの交流の機会を拡大させることにより、地域文化の伝承の機会の創出や高齢者の生きがいを図ります。

観光：地域文化を観光資源として活用し、その魅力を効果的に内外へ発信することで、関係人口の増加を図ります。

◆複合文化施設と賑わい創出の関連性について

【現状・課題】

- ・まちなか（中心市街地）を歩く人が少ない。
- ・市民会館に代わる交流施設の不足



（石岡駅上空からドローンを利用して撮影）



【ターゲット】 施設を利用するすべてのひと

【“賑わい”の定義①】 「ひとの流れ」

⇒新施設では居心地の良さ（滞在性）を追求するとともに、点在する多様な資源と連携して周辺地域へ「ひと」の流れ（回遊）を生み出します。

【“賑わい”の定義②】 「交流により生まれる笑顔や喜びの声」

⇒新施設は、子どもから高齢者まで多世代交流を通じて、笑顔や楽しさに溢れた声といった賑わいを生み出します。

賑わい創出が一過性のものではなく、継続的なものとしていくためには、ハード面だけでなく、充実した事業展開（ソフト面での検討）が必要となります。

④時代のニーズに柔軟に対応できる空間づくり

○新たなニーズへ対応できる施設を目指します。

ユニバーサルデザインや多様性といったニーズや、新型コロナ禍で生まれた「新たな生活様式」への対応等、様々なニーズに対応することにより誰もが利用しやすい施設を目指します。

○デジタルとアナログの融合により質的向上を図ります。

施設利用の予約方法や管理、実施事業をオンラインで発信するなどのデジタルコンテンツの活用など、積極的にデジタル技術を導入し、利便性の高い施設を目指します。

一方、文化芸術は直接体感（見る・聞く・触れる）できることで多くの感動が得られる等「その場で体感できること」が重要となってきます。デジタルとアナログの調和により、空間全体の質的向上を図ります。

◆SDGsを踏まえた施設整備

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

新施設では、SDGsの視点を取り入れていきます。



第5 施設の機能

1 ホール機能

(1) ホール機能の検討

新施設（ホール）については、近隣自治体のホールとの差別化を図り、県南地域の中でも特色あるホールを目指します。具体的には、市のシンボル感や存在感、個性（オリジナリティ）といった視点に留意しながら具体的な検討を進めます。

旧市民会館ホールでは、音楽、演劇から記念式典や講演会など、幅広い用途に利用されてきました。新施設（ホール）では、旧市民会館のような多目的での利用を前提にしながらも、主たる演目等に絞り込むことについても検討します。また、ホールは、よく見え、よく聞こえることが重要です。その観点から視認性や音響といった性能の点についても、類似施設の状況を調査分析し、十分に検討を進めます。

(2) ホールの形態の検討

ホールの形態については、一般的に次のような2つのタイプに分けられます。

<p>プロセニウム形式</p> <p>大きな特徴は、舞台と客席がプロセニウム（額縁）によって明確に区分されていること。</p> <p>舞台上部の空間や袖、床など、観客から見えないうちに舞台機構や設備、セットを隠すことができるため、趣向を凝らした演出をしやすいという利点あり。</p> <p>舞台芸術の公演はもちろん、集会や式典にも対応しやすいのが特徴。</p>	
<p>オープン形式</p> <p>舞台と客性が明確に区分されていない。一つの空間の中に舞台と客席が納まっているため、舞台との一体感を増幅させることができる。</p> <p>【例】坂東市民音楽ホール ※可動プロセニウム</p>	<p>シューボックス形式</p> 

ホール形態（プロセニウム形式、オープン形式）は、ホールの利用形態に大きな影響を与える部分でもあります。新施設（ホール）の利用形態とともに、利用しやすい形式を検討します。

(3) ホールの規模（客席数）の検討

ホールの規模（客席数）は、実施する事業内容や採算性等、新施設（ホール）を運営していく上で大変重要な要素のひとつです。一方、著しく大きな規模で整備しようとした場合、建設費の他、完成後の維持管理費や光熱費などの支出に大きな影響を与える可能性があります。

ホールの規模（客席数）の検討に当たっては、旧市民会館ホールの座席数（968席）とその利用状況（利用内容、利用者数、稼働率等）、さらには新施設での実施事業等を想定しながら、近隣自治体における類似施設の状況等考慮しながら、本市にとって適正な規模（座席数）について検討します。

また、誰でも利用しやすいことに加え、すべての座席から見やすく、聞きやすくすることで、舞台と客席の一体感を生み出し、感動が得られる空間となるよう座席配置等についても十分検討します。

【近隣自治体におけるホール等の設置状況について】

市町村名	施設名称	開館時期 (年)	延床面積	座席数	(参考) R2 国調人口
土浦市	クラフトシビックホール土浦	昭和 44	5,656.95 m ²	1,019	142,074
龍ヶ崎市	大昭ホール龍ヶ崎（文化会館）	昭和 59	4,967 m ²	1,195	76,420
牛久市	中央生涯学習センター文化ホール	昭和 61	7,337.35 m ²	1,194	84,651
取手市	取手市民会館	昭和 47	3,964 m ²	1,000	104,524
つくば市	ノバホール	昭和 58	5,850.35 m ² （※1）	1,000	241,656
	つくばカピオ	平成 8	9,130.50 m ²	2,728	
小美玉市	小川文化センター（アピオス）	昭和 57	4,716.10 m ²	1,081	48,870
	四季文化館（みの〜れ）	平成 14	4,819.40 m ²	600	
	生涯学習センター （玉里文化ホール）	平成 6	2,187.2 m ² （※2）	540	

※公益財団法人全国公立文化施設協会ホームページより当市の近隣自治体について、各市が定める公共施設等総合管理計画より建設年度や延べ床面積等について抜粋して取りまとめたもの。

※1 小ホールは除く ※2 文化ホール分面積を記載

(4) 舞台の規模について

舞台の規模は、間口×奥行×高さにより規定されるもので、その大きさにより事業内容が限定されたり、目的を十分に達成できないなど、実施事業に大きな影響を与える部分でもあります。

このことから、旧市民会館の舞台規模（間口 15m×奥行 11m×高さ 7m）を目安としつつ、今後の事業展開を見据えて必要となる規模について検討していきます。

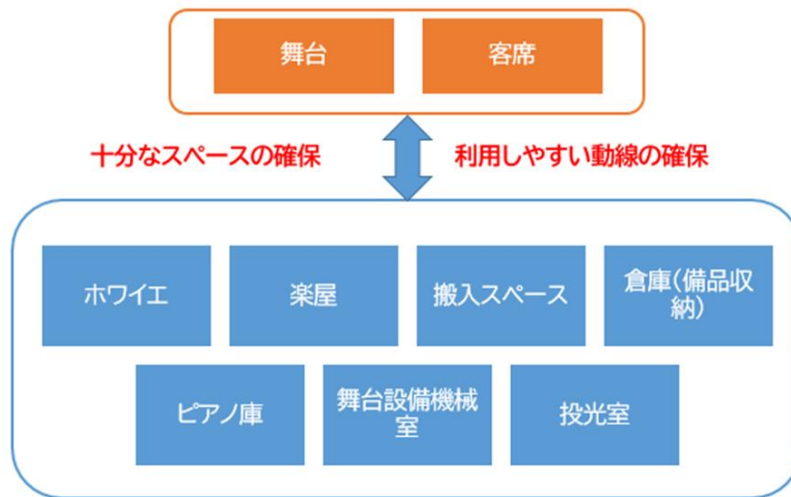
【近隣自治体におけるホールの舞台規模、舞台形式、附属施設等一覧】

市町村名	施設名称	区分	座席数	舞台規模	舞台形式	附属施設
土浦市	クラフトシビック ホール土浦	大	1,019	間口 15m×奥行 9m×高さ 7m	プロセニウム	リハーサル室 1/会議室 3/和室 1/楽屋 6
		小	288	間口 7m×奥行 5m×高さ 4m	プロセニウム	
龍ヶ崎市	大昭ホール龍ヶ崎 (文化会館)	大	1,200	間口 16m×奥行 13m×高さ 8m	プロセニウム	親子室 1/リハーサル室 1/会議室 1/和室 2/楽屋 3/その他室数 1
		小	250	間口 9.5m×奥行 3.6m×高さ 4.9m	平土間	
牛久市	中央生涯学習 センター文化ホール	文化	1,198	間口 16m×奥行 14m×高さ 8m	プロセニウム	リハーサル室 1/展示室 1/楽屋 3/多目的ホール 1
取手市	取手市民会館	大	1,000	間口 16m×奥行 10m×高さ 8m	プロセニウム	親子室 1/楽屋 4/浴室 1
つくば市	ノバホール	大	1,000	間口 18m×奥行 11m×高さ 12m	シューボックス	リハーサル室 1/楽屋 6
	つくばカピオ	アリーナ	2,736	間口 20m×奥行 6×高さ 10m	アリーナ	親子室 1/リハーサル室 1/会議室 4/和室 2/楽屋 4/トレーニング室 1
		ホール	384	間口 12m×奥行 11m×高さ 7m	プロセニウム	
小美玉市	小川文化センター (アピオス)	大	1,081	間口 18m×奥行 12m×高さ 7m	プロセニウム	リハーサル室 1/会議室 3/和室 1/展示室 1/楽屋 4/控室 1/浴室 2
		小	300	間口 10m×奥行 6m×高さ 4m	プロセニウム	
	四季文化館 (みの〜れ)	大	600	間口 16m×奥行 13m×高さ 9m	プロセニウム	親子室 2/リハーサル室 3/和室 1/楽屋 2
		小	300	間口 13m×奥行 5m×高さ 6m	平土間	
	生涯学習センター (コスモス)	文化	540	間口 14m×奥行 11m×高さ 7m	プロセニウム	

(5) ホールの附属施設について

ホール機能は、舞台と客席という“見える部分”のほかに、その機能を十分に発揮するための諸室が必要となります。一般的には、開演前の休憩時間の際に利用するホワイエ、楽屋、備品を収納する倉庫、舞台演出の際の音響や照明等の機器を備えた投光室や音響室、さらにはピアノを格納し常時温度と湿度管理を行うピアノ庫等があります。

新施設では、ホール機能を十分発揮するために整備される付属施設についても、その必要性と十分なスペースの確保、さらにはホール利用者が利用しやすい動線等を考慮し、検討します。



2 ホール機能以外の施設機能

(1) ホール機能と合わせて整備を検討すべき施設機能

新施設では、あらゆる文化芸術活動を支援し、文化芸術を通じて多くのひとの交流を生み出すことを目指します。そのために、ホール機能とどのような機能をあわせて整備することが相乗効果を生み出し施設としての魅力度を高め、さらには、利用するひとにとっての利便性の向上につながるのかについて検討します。

例えば、大和市文化創造拠点シリウス（神奈川県大和市）は、図書館、文化芸術ホール（1007席）、生涯学習センター、屋内子ども広場の4つの施設が複合化し整備されたものとなっています。また、茨城県内では、坂東市において市民音楽ホールと図書館が複合施設として整備されています。

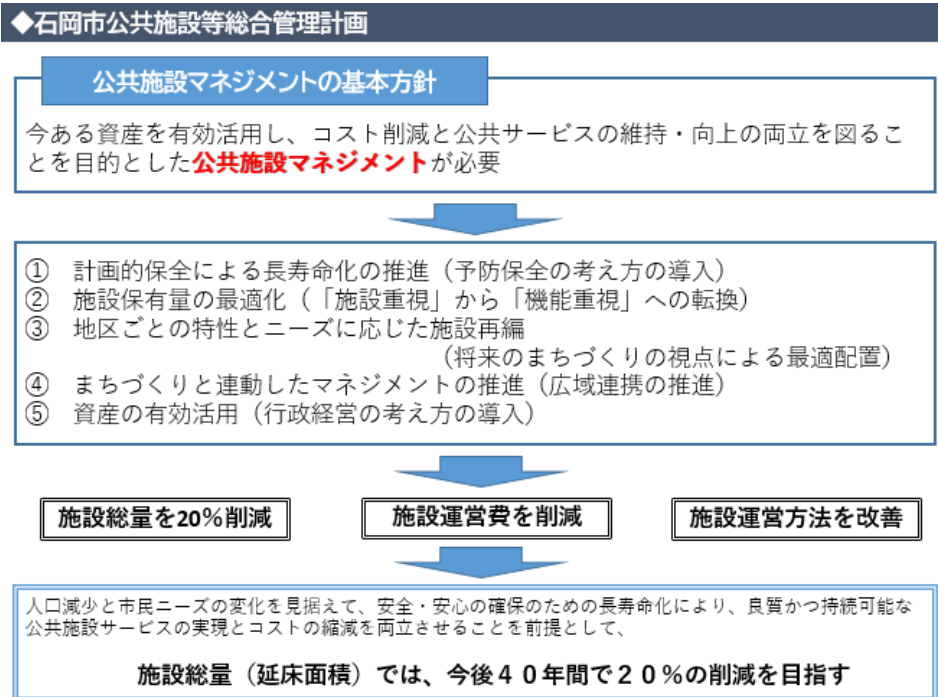
新施設にかかるホール以外の機能については、様々な機能が考えられますが、基本計画策定の中で検討し、決定していきます。

(2) 既存施設（機能）との集約化・複合化の基本的な考え方

本市が平成29年3月に策定した石岡市公共施設等総合管理計画では、基本方針のひとつとして「施設保有量の最適化」を掲げ、長期的な視点で計画的に公共施設等の更新等を実施していくための全体目標を設定しています。その目標は、①施設総量を20%削減②施設運営費を削減③施設運営方法を改善により、良質かつ持続可能な公共施設サービスの実現とコストの削減を両立させることを前提として、施

設総量（延べ床面積）では、今後 40 年間で 20%削減を目指すというものです。

新施設の整備にあたっては、石岡市公共施設等総合管理計画を踏まえ検討を進めます。具体的には、今後の施設機能の検討で重複する機能を有する既存施設等については、新施設（新機能）への複合化・集約化について検討を行い、新施設の施設機能の決定と合わせ、方針を定めて公表していきたいと考えます。



第6 維持管理・施設運営

施設の基本理念を達成するとともに、将来的により多くにひとに利用され、愛される施設（「石岡市にはこんな素晴らしい施設がある」という市民にとって誇りに思える施設）となるためには、実施事業や運営面こそ重要な点であることを強く認識していかなければなりません。施設整備計画と平行して、施設完成後の運営計画・事業計画についてももしっかり議論を重ね、検討していく必要があるものと考えます。

1 維持管理について

①機能維持と安全で快適な環境づくり

新施設は、大切な市の財産であるとともに、多くのひとに利用されてこそその施設であると考えます。そのためには、常に施設や設備の維持管理に努め、いつでも利用できる状態を保ち続けなければなりません。

また、集客施設として、子どもから高齢者まですべてのひとが安全かつ安心して利用できる環境づくりが重要となります。設備・機器の保守点検をはじめ、常に安全対策を求められるものと考えます。さらに、快適で居心地のよい空間を提供するため、清潔で良好な状態を維持するほか、利用者の声を聞きながら椅子・テーブルなどの配置を工夫していく等、常に利用者にとっての快適性を追求していく必要があると考えます。

②適正な保守点検の実施と迅速な対応

施設本体や設備・機器の維持管理の基本は、日常巡視点検や定期点検です。その際に、軽微な異常でも発見した場合は迅速に対応することが、安全・安心な施設を提供する上で重要となります。

ホールにおける舞台機構や照明・音響等の保守点検業務については、専門技術を要したり、取扱者として資格が必要な業務も多いことから、それぞれの専門業者へ業務委託することが一般的です。

新施設では、職員自らも常に現場状況の把握に努めていくとともに、施設の維持管理について外部委託した場合には、委託業者との情報共有の徹底などが求められるものと考えます。

2 施設運営について

(1) 運営組織について

公立文化会館（文化ホール等）については、教育委員会が所管している事例が多いものの、首長部局で所管する事例も増えてきています。その理由として、「文化振興行政」及び「地域の文化芸術振興の拠点としての公立文化会館」の所管は、文化行政がまちづくり施策と大きな関連があるので、首長の主導の下、すべての行政が関連する総合的施策として推進することが望ましいといったことが考えられます。

【市長部局が文化会館（文化ホール等）を所管する県内自治体】

自治体名	所管部局・課名	所管する文化施設	備考
水戸市	市民協働部文化交流課	水戸市民会館	
日立市	生活環境部文化・国際課	日立シビックセンター	
取手市	政策推進部文化芸術課	市民ギャラリー	
つくば市	市民部文化振興課	ノバホール、つくばカピオ	
ひたちなか市	市民生活部生涯学習課 (芸術文化振興室)		
小美玉市	文化スポーツ部生活文化課	四季文化館（みの〜れ） 小川文化センター（アピオス）	

※茨城県では、ザ・ヒロサワシティホール（県民文化センター）は生活環境部生活文化課が所管。

(各自治体ホームページより)

新施設は、文化芸術を生かし、観光・福祉・教育といった様々な分野と連携することで広くまちづくりに貢献するものとしていきたいと考えます。この観点を踏まえ、庁内における運営組織について検討を進めます。

(2) 適切な運営方式

新施設の管理運営は、設置者である市が直接運営を行う「直営」か、地方自治法第244条の2第3項に基づく「指定管理者制度」のいずれかの方法により行うことになります。

新施設の管理運営において最も重要な点は、施設の基本理念や基本方針の実現であると考えます。このことは、直営でも指定管理者制度でも変わることはありません。

運営主体の決定に際しては、運営主体がもたらす効果等を検討した上で、総合的に判断していく必要があります。

【各運営方式のメリット・デメリット】

	直 営	指定管理者制度
運営体制	市が自ら事業実施と施設管理を行う	市が委任した指定管理者（民間事業者、NPO法人、財団等）が事業実施と施設管理を行う
メリット	市の意向を直接管理運営に反映させることができる	会計等の自由度が高い ⇒年度をまたぐ事業の企画等が可能

デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度会計であることから自由度が低い ・職員に異動があり、また、専門職の確保が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の意向を直接管理運営に反映させることが困難 ・人事等に関する発言権がないため、必ずしも、望まれる人材が配置されるとは限らない
-------	--	---

【近隣自治体における施設の運営形態一覧】

市町村名	施設名	運営形態	指定管理者名	導入年度	指定管理期間(月)	利用料金制度導入
土浦市	クラフトシビックホール 土浦	指定管理	(一財) 土浦市産業文化事業団	2006	60	あり
龍ヶ崎市	大昭ホール龍ヶ崎	指定管理	(公財) 龍ヶ崎市まちづくり・文化財団	2006	60	なし
牛久市	中央生涯学習センター文化ホール	直営	/			
取手市	取手市市民会館	指定管理	(公財) 取手市文化事業団	2006	48	あり
つくば市	ノバホール	指定管理	(公財) つくば文化振興財団	2006	60	あり
	つくばカピオ	指定管理				
小美玉市	小川文化センター (アピオス)	直営	/			
	四季文化館 (みの〜れ)					
	生涯学習センター (玉里文化ホール)					

(公立文化施設協会ホームページより)

(3) 専門的知識や技術を有する人材の配置できるかが課題

市が直営で運営する場合、行政職員だけでは、自主事業の企画・実施のための専門知識やノウハウが不十分であるとともに、人事異動もあることから、専門知識やノウハウが蓄積されない状況が考えられます。新施設では、市民に質の高いサービスを提供するためにいかに企画力を高めていくかが課題であると考えます。

①多様な人材の確保と育成システムの構築

新施設を運営する上で、十分なスタッフ体制の確立は大きなポイントとなります。事業の企画・立案や施設管理といった幅広い分野で施設運営に取り組む人材を育成していかなければなりません。また、定期的な人事異動がある中でも、施設運営に携わることとなった職員については、管理職・非管理職の区分を問わず、スムーズな施設運営のために研修等を活用した能力向上を図っていく必要があります。

②専門的人材の確保と雇用手法の検討

外部人材の活用を考えた場合、いかに人材を探し出すかが課題です。また、専門的人材を見つけたとしても、受け入れ体制の整備がされていなければ雇用することも困難です。施設の運営形態の検討とともに、専門的人材をどのように確保していくかを検討します。

専門的人材とは、例えば舞台技術関連の人材などです。舞台機構・設備は、専門的知識を有する人が操作することで、質の高い演出が可能となる他、安全管理面でも使いやすい施設となることが考えられます。

(4) 運営に市民が参加できるシステムの構築

新施設では、いかに地域の人々を施設運営のサポーターとして取り込み、事業企画や運営業務を支援してもらうかが大きな課題であると考えます。

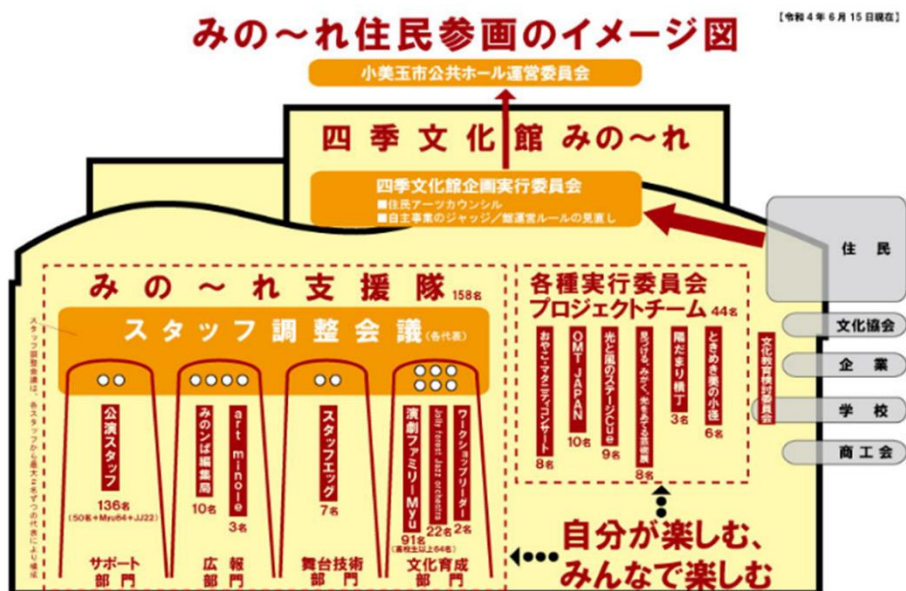
【住民参加の主なパターン】

項 目		具 体 例
事業への参加 (出演者・指導者としての参加)	住民参加の舞台公演	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加の創作 ミュージカル・オペラ等 ・市民劇団や市民合唱団等の新設
	域内のプロやセミプロ等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公演の場の提供 ・ワークショップ等での連携
管理運営への参加 (業務の一部を市民が担う)	専門性が必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公演などの企画・プロデュース・実施 ・レセプションист (接遇) ・貸館受付 ・舞台技術
	専門性があまり必要ない業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイレクトメールの封入 ・事務補助 ・舞台道具搬入補助等
サポーターとしての参加 (理解者・支援者としての参加)	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターとしての支援 (会費など) 	
評価者としての参加 (住民の立場からの運営評価、チェック)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営評価委員会等の委員としての参加 	

(「公立文化会館ハンドブック」より)

【参考事例】小美玉市四季文化館（みの～れ）の場合

小美玉市四季文化館（みの～れ）は直営方式となっており、住民主役による施設運営がされています。令和4年6月現在、運営には総勢202名の市民が携わっています。



(小美玉市ホームページより)

(5) 経営感覚を持った施設マネジメントの確立

新施設では、多くのひとに愛される施設を目指し、施設運営に係る経費（収支）等に留意しながら、利便性や快適性、柔軟性など利用者視点を常に意識した運営体制の構築へ向けて次に掲げる点について検討していきます。

①施設の運営に対する評価（モニタリング）の実施

新施設の運営形態が直営、指定管理者制度いずれにしても、施設運営や実施事業に対する評価（モニタリング）を行っていく必要があると考えます。評価（モニタリング）の実施に当たっては、どのような評価項目・評価基準を設けていくのか等、実施方法について検討していく必要があります。

また、評価結果については公開していくとともに、評価結果を踏まえた事業計画を立案していくことが求められます。

②戦略的な広報活動の実施

「文化・ひと・地域の交流拠点」を掲げる新施設において、まずはより多くのひとに利用していただくことが必要となります。そのために、施設の存在や活動内容（事業内容）を広く知ってもらうために積極的な広報・PR活動を行っていく必要があります。

③新施設に求められるニーズの把握

新施設の運営では、利用者や地域が新施設へ求めるニーズを把握し、分析結果を生かしながら事業立案や施設運営ができる仕組みを検討します。

④施設間（近隣自治体間）ネットワークの構築

茨城県内には多くの文化施設があります。周辺地域に存する類似施設との差別化や地域特性を踏まえた施設運営（石岡市ならでの施設運営）が求められます。

一方、周辺自治体の施設とネットワークを構築し、協力体制を築き上げることで、複数自治体により広域的な連携事業が可能となり、様々なひとや文化と交流する機会の獲得につながるものと考えます。

第7 実施事業

新施設の運営においては、施設整備の効果をどう広げ、いかに持続させていくかが施設供用開始後の当面の課題になります。

この課題に対して、検討するうえで重要なポイントになるのが、実施事業の充実と快適な空間（スペース）の提供であると考えます。事業面、施設面（空間面）の両方において利用者にとって充実させることが、施設における「にぎわい」を維持していくことができるポイントであると考えます。

(1) 実施事業の種類

新施設では、基本理念の実現を目指し、ホール機能を中心とした各機能と連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

ホール機能における事業体系については、次のような事業が想定されます。

①自主事業

新施設の運営に欠かせない事業であり、施設の開設目的や機能特性、文化やまちづくりの方向性などを反映させた多彩で個性的な自主事業を展開していく必要があると考えます。

鑑賞型事業	普及啓発・育成型事業	参加型事業
<ul style="list-style-type: none"> •自主公演事業 •買取型 •制作型 	<ul style="list-style-type: none"> •コンクール等開催 •講座・ワークショップ •文化団体・市民団体等の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> •市民参加創作事業 •フェスティバル事業

(「公立文化会館ハンドブック」より)

【買取型自主公演と制作型自主公演の長所と短所】

	買取型自主公演	制作型自主公演
長所	<ul style="list-style-type: none"> • 出演交渉をはじめ舞台制作にかかる業務は公演を売る側がすべて担い、完成した形での公演受け渡しのため、施設側の手間が省ける • パッケージ料金のため、予算の見通しがたてやすい • すでに実施されたことのある公演の場合、評価が定まっており、観客動員等の見通しが立てやすい • 写真などの宣材がすでに十分にあることも多い 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の事業に関する方針や個性を明確に反映できる • 市民参加等、地域に根差した事業実施が可能 • 地域資源などを活用できる
短所	<ul style="list-style-type: none"> • マネジメント会社、公演団体等が東京など大都市圏に集中しているため、地方の施設には旅費や宿泊費の負担が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> • 制作業務を施設側が主体的に行うため、出演交渉をはじめスタッフの確保、制作スケジュールの調整、制作過程（リハーサル、打合せ等）で積極的な立ち合いなど業務範囲が広がる • 専門知識やノウハウを持ったプロデューサー的人材の配置が必要

買取型自主公演は、多くの自治体における施設で行われています。制作型自主公演について、最も身近な事例としては、小美玉市四季文化館（みの〜れ）における取り組みが挙げられます。

【制作型自主公演の事例】劇団ファミリーMyu（みゆう）（小美玉市）

四季文化館みの〜れでは、こけら落とし住民ミュージカルメンバーが中心となって結成した演劇集団があり、毎年公演を実施しています。小学1年生から入会可能で、小学生から70代まで約80名の登録があります。

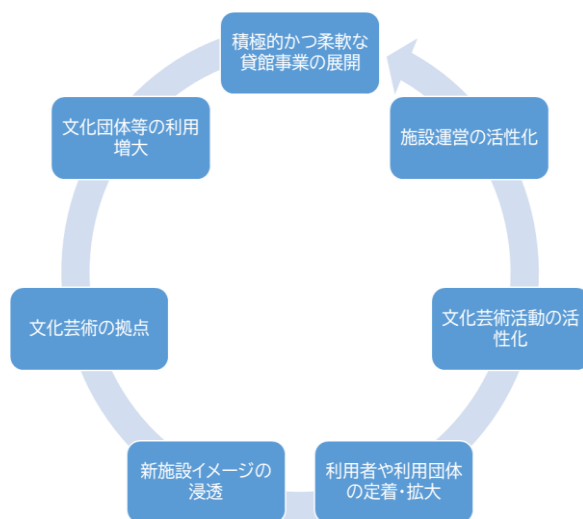


（小美玉市ホームページより）

②貸館事業

地域の人々や文化芸術団体、市民団体と新施設の接点となる事業であり、ホール等を貸し出すことにより次のような効果が期待されます。

- ①地域住民が文化芸術に触れる機会の拡大
- ②様々な活動を通じたひととの交流の促進
- ③文化芸術団体が利用することによる地域の文化活動の育成と、施設を中心としたネットワークの形成



◆貸館事業を活性化する取り組み

新施設の利用促進を図るためには、利用者の視点による施設運営（貸館事業のあり方）を検討していくことが重要であると考えます。

①利用者ニーズに応じた柔軟な管理運営

新施設を多くのひとに利用していただくために、まず、利用しやすい施設であることが重要です。次に掲げることをはじめ、市民等の意見を踏まえて検討します。

○利用申請手続きの簡略化

○利用実態に即した利用ルールの設定

②利便性や快適性を追求した管理運営

新施設ではだれもが気軽に利用できる施設であるために、常に利用者視点に立ちながら、日々の改善に当たっていく必要があります。

③利用促進へ向けた取り組み

文化芸術の拠点となるため、貸館事業においても戦略的な事業展開を検討します。

【例】職員による施設PR

⇒学校、地元企業、文化芸術の活動をする団体（音楽教室、ダンス教室等）に対する積極的な呼びかけ

データ分析による活用提案

⇒利用率の低い時間帯における利用促進策の検討

施設の運営形態（直営、指定管理者）に関わらず、市職員による積極的かつ戦略的な情報発信が求められるものと考えます。

（3）新施設における実施事業の検討

自主事業は、その施設における顔ともなるべき重要な事業です。どのような事業を展開していくかという点は、施設のイメージや評価を左右するものと考えます。新施設では、市民が文化芸術に直接参加・体験することができる事業や、優れた芸術の上演や講演会、展示会の開催により多くのひとが文化芸術に触れる機会、さらには、地域文化や地域における文化活動を積極的に発信する事業など、ひと・地域・文化の交流の実現のための事業を検討します。また、ひとと施設との距離感を縮め、親しまれる施設となるために、市民が中心となった自主事業の展開についても、様々な助言をいただきながら検討します。

また、貸館事業も、自主事業に並ぶ重要な事業に位置付けられます。多くの団体が施設を利用することにより、地域の文化芸術活動を支える重要な役割を担っていきます。

このような自主事業と貸館事業をどのように組み合わせて実施していくかが新施設における課題となります。

①検討体制の整備（各分野との連携体制の構築）

新施設における実施事業は、基本理念の実現のために、文化芸術に関する施策と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携による検討、実施が求められています。

第6—1—（2）で掲げる運営組織の検討とともに、全庁的に進めていく必要があります。

②新施設に求められる事業の検討

新施設では、基本理念の実現を目標とした事業の実施が求められます。特に自主事業としては、具体的にどのような事業（ジャンル）を年間どの程度実施していくべきなのか十分に検討していく必要があります。

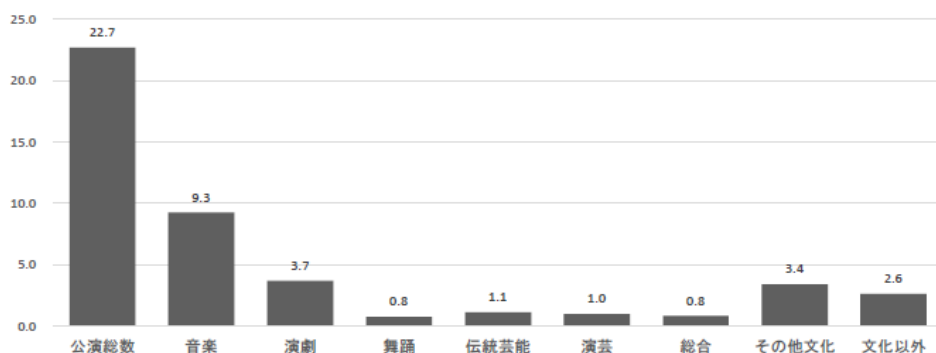
舞台の利用形態は多様で、公立の文化ホールで事業として実施するジャンルは多岐にわたります。他施設との差別化、地域特性等を考慮しながらどのような事業を実施することが効果的なのかを検討します。

【主な公演ジャンル】

音楽	クラシック音楽	オーケストラ（15名以上）、室内楽（14名以下）
		器楽ソロ（ピアノ、ヴァイオリン、チェロ等）
		声楽、合唱
		吹奏楽
		オペラ
	ポップス系	ポップス系
		歌謡曲、フォーク
		演歌
		童謡、日本のうた
		ジャズ
	純邦楽系	純邦楽（三味線、琴、長唄等）
		民謡
	その他	アニメ・映画音楽
	シャンソン、カンツォーネ等	
演劇	日本の演劇系	能、狂言、歌舞伎
		文楽
		地域の民族演劇等
	商業ベースの演劇	商業演劇
		宝塚 松竹、吉本等の新喜劇
	演劇	新劇（文学座、俳優座等）
		演劇 小劇場演劇、児童向け演劇
人形劇	人形劇	
ミュージカル	劇団四季 国内ミュージカル、国外ミュージカル	
その他		
ダンス・舞踊	バレエ	クラシックバレエ、モダンバレエ
	ダンス	モダンダンス、コンテンポラリーダンス
	舞踏	舞踏
	日本の伝統舞踊系	日本舞踊、仕舞等 地域の民族舞踊等
	その他	
落語・演劇等	落語	古典落語、新作落語
	演芸等	お笑い、漫才、その他
その他	講演会等	講演会、トークショー
	映画	商業映画、非商業映画
	その他	

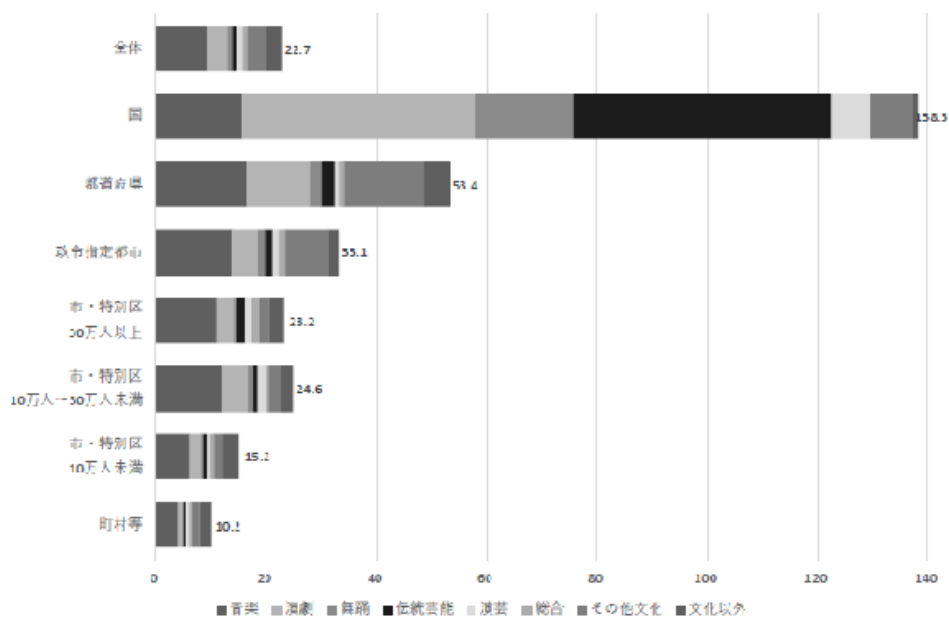
（「公立文化会館ハンドブック」より）

【自主事業のジャンル別年間平均公演回数（令和元年度実績）】



（「令和2年度公立文化施設の運営情報調査報告（公立文化施設協会）」より）

【自主事業の設置団体別・ジャンル別年間平均公演回数（令和元年度実績）】



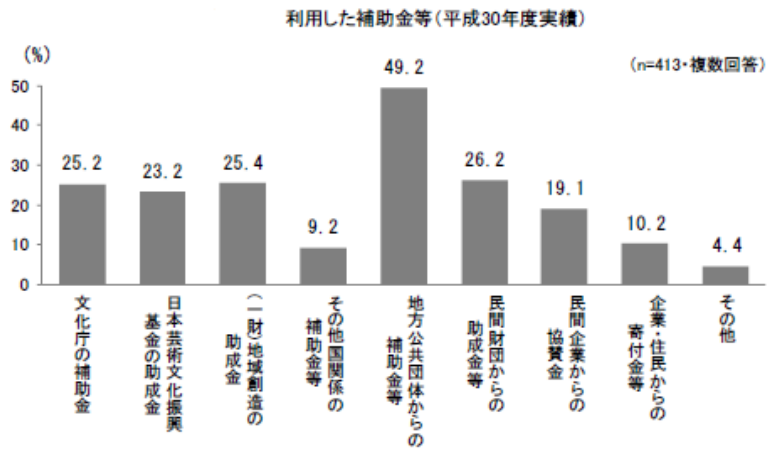
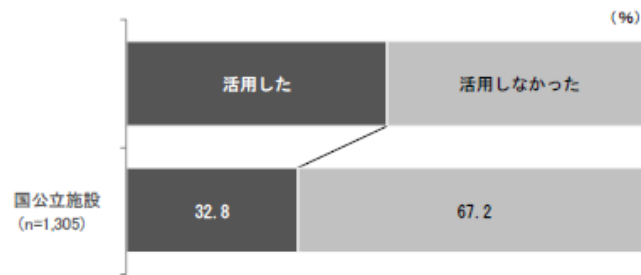
（「令和2年度公立文化施設の運営情報調査報告（公立文化施設協会）」より）

③事業を実施するための経費の確保

事業実施にあたっては予算の確保が必要となります。全国的に補助金等を活用した施設の割合は多くないものの、文化庁による補助金をはじめ、（独）日本芸術文化振興会の日本芸術文化振興基金による助成金、（一財）地域創造による助成金等を活用し事業を行っている施設もあります。

本市としても国や関係団体による補助金・助成金の積極的な活用をはじめ、有利な財源の確保について検討していく必要があります。

【補助金等の活用状況（平成30年度実績）】



(「R元劇場音楽堂の活動状況に関する調査報告書」より)

第8 建設候補地

(1) 建設候補地選定の条件

建設候補地については、現在、本市が保有している土地の中から、新施設の建設に適していると思われる土地を、本市のまちづくりについて定める各種計画と照らし合わせ、選定することとします。

(2) 建設候補地の選定

【条件①】 建設候補地は、市有地であること。

(理由) 建設費抑制のため(用地取得により財政負担を考慮)

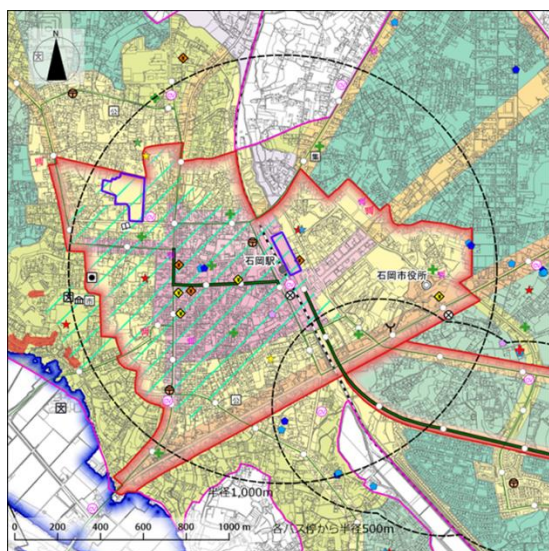
【条件②】 建設候補地は、石岡市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域(石岡市街地)に存する土地であること。

(理由) 本市が定める各種計画との整合性を図るため。

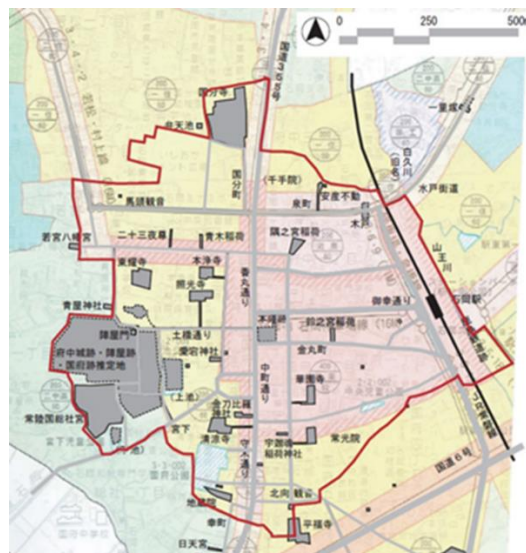
- ・石岡市立地適正化計画
- ・石岡市中心市街地活性化基本計画

有利な財源を活用するため

- ・石岡市立地適正化計画と整合性を図ることにより、都市構造再編集中支援事業交付金の活用が可能となるため。



石岡市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域(石岡市街地)



石岡市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地エリア

【参考】立地適正化計画とは

全国的な人口減少と高齢化に対応した、持続可能なまちづくりを進めるため、都市再生特別措置法を改正し、2014（平成 26）年に「立地適正化計画」が制度化されました。

本市でも、2019（平成 31）年 3 月に「石岡市立地適正化計画」を策定しました。本計画では、「多角連携型の都市構造」を将来都市構造として掲げ、その実現に取り組んでいます。

（3）建設候補地

次に掲げる土地を、建設候補地とします。

①いしおかイベント広場

【敷地面積】

27,478.10 平方メートル

【地目】

宅地

平成 9 年に神栄製糸(株)より、公共用地先行取得等事業債を活用して取得した土地です。

現在は、屋外イベント会場やイベント開催時の臨時駐車場等として活用されています。



②鹿島鉄道跡地

【敷地面積】

約 7,700 平方メートル

【地目】

雑種地

平成 23 年に、石岡駅周辺整備事業用地として（独）都市再生機構東日本都市再生本部より取得した土地です。現在は、土地開発基金で所有する土地となっています。

利用状況としては、イベント開催時の駐車場として利用されています。



③市営駅東駐車場

【敷地面積】

約 6,900 平方メートル

【地目】

雑種地

石岡駅東側に位置する土地で、現在は市営駅東駐車場として利用されています。



なお、②と③については、一体的な土地利用による施設整備を行っていくことも想定します。

石岡市民会館がある土地については、市が所有する土地であり、閉館となった建物は令和 5 年度中に解体される予定となっています。しかし、新たな施設を建設するには手狭（敷地面積：約 3,900 平方メートル）で駐車場を確保することが困難であることに加え、石岡市立地適正化計画との整合性を図ることができないことから、建設候補地から外すこととなりました。

（４）各建設候補地における諸条件とその比較

	いしおかイベント広場	鹿島鉄道跡地	市営駅東駐車場
用途地域	第一種住居地域	商業地域	第一種住居地域
建蔽率・容積率	60・200	80・400	60・200
斜線制限	道路：勾配 1.25 隣地：20m＋勾配 1.25 北側：なし 日影：GL＋4.0m	道路：勾配 1.5 隣地：31m＋勾配 2.5 北側：なし 日影：なし	道路：勾配 1.25 隣地：20m＋勾配 1.25 北側：なし 日影：GL＋4.0m
防火・準防火地域	建築基準法第 22・23 条	準防火区域	建築基準法第 22・23 条
周辺の道路状況	東側：車道幅員 6.5m （歩道あり） 西側：車道幅員 2.6～3.9m （歩道無し） 南側：車道幅員 8.0m （歩道あり） 北側：車道幅員 7.3m （歩道なし）	北東側：車道幅員 6.0m （歩道あり） 北西側：車道幅員 9.5m （歩道あり）	北側：車道幅員 7.1m （歩道あり） 南側：車道幅員 4.8m （歩道あり） ※南側道路については、県道石岡・つくば線

雨水の放流先等	放流先なし	山王川 (下水道課と要協議)	放流先なし
公共下水道の整備状況	公共下水道区域 公共柵設置済み	公共下水道区域 公共柵未設置	公共下水道区域 公共柵設置済み
都市計画法関係 (開発許可等)	開発区域 1,000 m ² 以上の区画形質 の変更ある場合	開発区域 1,000 m ² 以上の区画形質 の変更ある場合	開発区域 1,000 m ² 以上の区画形質 の変更ある場合
建築基準法、 県条例関係	建物の用途により建築基準法や茨 城県建築基準条例の適用あり	建物の用途により建築基準法や茨 城県建築基準条例の適用あり	建物の用途により建築基準法や茨 城県建築基準条例の適用あり
埋蔵文化財関係	国分遺跡の範囲内 (H19年に一部発掘調査実施)	埋蔵文化財包蔵地外 (参考) 白久台遺跡及び山王遺跡に近接	
景観条例関係	高さ 10m 以上又は 延べ床面積 1,000 m ² 以上	高さ 10m 以上又は 延べ床面積 1,000 m ² 以上	高さ 10m 以上又は 延べ床面積 1,000 m ² 以上
土壌汚染対策法	届出対象	届出対象	届出対象
浸水域の指定状況	いずれもの浸水想定区域外(石岡市ハザードマップより)		
地盤状況	支持層: 地表より 18m 【出典】 H19.3月石岡市複合文化施設建設 基本設計業務 地盤調査報告書	支持層: 地表より約 30m 【出典】 H23.3月駅周辺整備事業 石岡駅橋上化基本設計業務 地質調査報告書	
	東日本大震災時の液状化 ⇒なし	東日本大震災時の液状化 ⇒周辺地域にあり	
公共交通機関	JR石岡駅より約 800m 最寄りバス停(国分町)より約 200m	JR石岡駅より約 50m 最寄りバス停(石岡駅)より約 100 m	JR石岡駅より 100m 最寄りバス停(石岡駅)より約 50m
周辺の環境	周辺には市立中央図書館や国分寺 が存している他、住居系低層建物が 立ち並んでいる。	JR石岡駅ホームに隣接する土地 で、東側には住居系低層建物が立 ち並んでいる。	住宅地や学校等が近接している。
石岡市立地適正化 計画上の位置づけ	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域
石岡市中心市街地 活性化基本計画上の 位置づけ	いずれも「石岡市中心市街地活性化基本計画」の区域内		

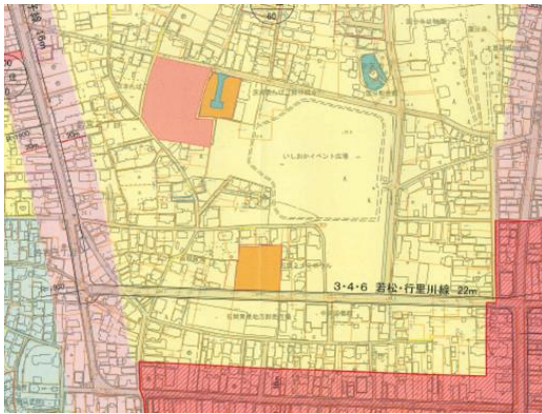
(5) 各建設候補地における課題等

各建設候補地において施設を整備するに際し、次のような課題の整理や手続き等が必要となります。

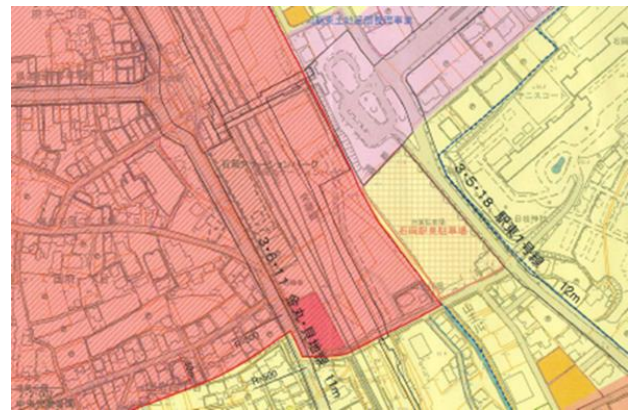
①都市計画（用途地域）の変更 【いしおかイベント広場、市営駅東駐車場】

いしおかイベント広場、市営駅東駐車場については、いずれの土地も都市計画法で定める用途地域が「第一種住居地域」となっています。複合文化施設（ホール等）を建設するに当たっては、都市計画（用途地域）の変更手続きが必要となります。

手続きとしては、茨城県都市計画課との協議を必要とし、法定手続き（県協議、住民説明会、公聴会、変更案の縦覧、市都市計画審議会への諮問等）に約1年を要する見込みです。



いしおかイベント広場
【現】 第一種住居地域



鹿島鉄道跡地
【現】 商業地域
市営駅東駐車場
【現】 第一種住居地域

②埋蔵文化財の試掘調査 【いしおかイベント広場】

いしおかイベント広場は、その敷地全体が、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地に指定されています。このことから、埋蔵文化財に影響を及ぼす建築行為を行う場合は、事前に国・県とその保存方法について協議し、必要な場合は試掘調査を行う必要があります。

また、特別史跡常陸国分寺跡の付近であることから、重要遺構が確認された場合には保存及び追加指定について協議が必要となります。現状では常陸国分寺跡保存活用計画内において、敷地の一部が常陸国分寺に関する遺構が存在する可能性がある範囲（Ⅱ区）とされています。試掘調査の過程で、歴史上重要であると判断される遺跡等が発見された場合には、建設計画そのものの中断を余儀なくされる事態もあり得るものと考えられます。

③地盤改良工事の実施 【鹿島鉄道跡地、市営駅東駐車場】

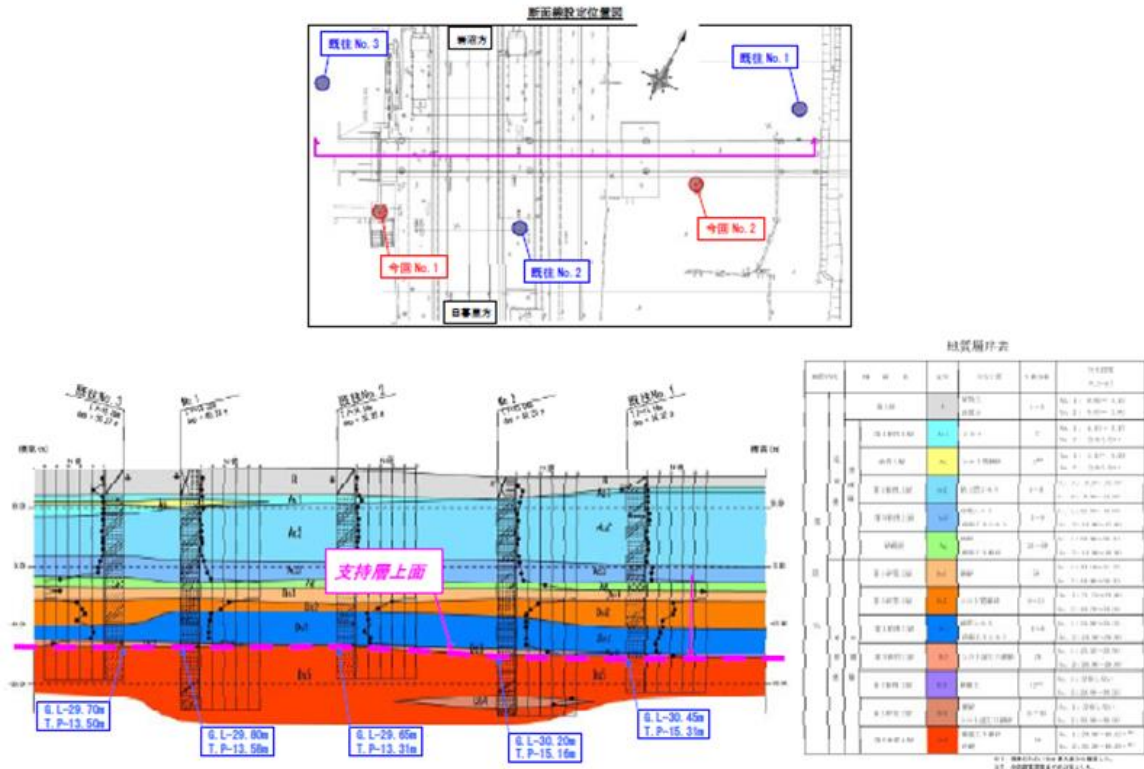
石岡駅周辺の土地は、東日本大震災時の周辺土地の被災状況から、液状化が懸念されます。

石岡駅舎改築の際の「駅周辺整備事業石岡駅橋上駅舎化基本設計業務委託 地質調査報告書（平成23年3月）」では、地盤の液状化について、その判定を行うべきとの報告がされています。また、

支持層については、G.L-30m程度とし、基礎形式としては基礎杭の採用としています。

以上のことから、鹿島鉄道跡地・市営駅東駐車場において建築を行う場合は、液状化対策工事と、約 30m程度の基礎杭の打ち込みが必要になるものと考えます。ただし、建築する場合には、事前に地質調査等を実施し、詳細な状況把握を行った上で、工法等の検討・決定をしていくこととなります。

なお、液状化対策工事については、施工性や施工コストはもちろん、液状化対策として効果が見込まれる対策工を選定していく必要があります。また、施工法の改良や新工法の開発等の最新の動向について情報を収集していくことも重要であると考えます。



(駅周辺整備事業 石岡駅橋上駅舎化基本設計業務委託地質調査報告書 (平成 23 年 3 月) より)

④都市計画 (市営駐車場) の変更 【市営駅東駐車場】

現在、市営駅東駐車場は都市計画決定がされています。建築行為を行うに当たり、都市計画の変更手続き (都市計画駐車場の廃止) が必要となります。

手続きとしては、茨城県都市計画課等との協議を必要とし、手続きに約 1 年を要する見込みです (①の手続きと合わせて行うことが可能です)。

また、市営駐車場へ建設する場合には、予め駐車場利用者へ周知を行っていく必要があります。

⑤土地開発基金からの買戻し 【鹿島鉄道跡地】

鹿島鉄道跡地は、平成 23 年に石岡駅周辺整備事業用地として (独) 都市再生機構東日本都市再生本部より取得したもので、現在は、石岡市土地開発基金で所有する土地となっています。事業実施にあたっては、買戻しの手続きが必要となります。

⑥市営駐輪場の撤去・移転の検討 【駅東駐車場】

市営駅東駐車場へ建設する場合、J R 石岡駅東口からの新施設への導線を考えると、市営駐輪場の撤去・移設を検討する必要があります。

撤去する場合には、J R 石岡駅東口側へ代替の駐輪場（400 台分）を整備する必要があります。また、現在の駐輪場は、石岡駅東口ロータリーの土留めを兼ねていることから、このことを十分考慮した設計・施工が必要となります。

⑦大規模災害発生時の土地利用への対応 【いしおかイベント広場】

石岡市災害廃棄物処理計画（令和 2 年 3 月策定）では、茨城県南部を震源とする大地震が発生した場合、石岡市内では木くずやコンクリートがら、金属くず等の災害廃棄物が約 8 万トン発生することを想定し、必要な仮置場面積を約 2. 3 ヘクタールとしています。

現在、仮置場候補地のひとつに、いしおかイベント広場になっていることから、建設地となった場合には代替地の検討を行っていく必要があります。

また、大規模災害発生の際、仮設住宅を建設する候補地のひとつとして国・県の調査に対して回答しています。この点についても、代替地の検討を行っていく必要があります。

⑧周辺の環境整備及び関係機関との協議

ア) 建設候補地周辺の道路環境整備 【共通】

いずれの建設候補地の場合も、周辺の道路環境の整備は必要となります。道路改良等に際しては、道路管理者と事前に十分な協議を行いながら作業を進めます。

イ) 建設工事に伴う震度計への影響調査及び事前協議 【いしおかイベント広場】

いしおかイベント広場には、震度計が設置されています。建物本体並びに外構工事を行う際に支障が生じないか、また工事施工に伴う移転の必要性等について関係機関との事前協議を行います。

ウ) 東日本旅客鉄道株式会社（J R 東日本）との協議

鹿島鉄道跡地における工事に際しては、鉄道敷きに隣接することから、事前に J R 東日本との協議を行う必要があります。

(6) 建設候補地の評価（決定）

①建設候補地の評価（決定）の時期

建設候補地の評価（決定）については、それぞれの建設候補地の諸条件や抱える課題等を踏まえ、令和 5 年度から策定する「石岡市複合文化施設整備基本計画」の策定過程において決定していきます。

②建設候補地の評価（決定）の方法

建設候補地の評価（決定）に際しては、客観的な評価項目の設定が重要となってきます。評価項目の設定については、国土交通省「官庁施設の基本的性能基準」（最終改定：令和 2 年 3 月 31 日 国営第 165 号、国営設第 190 号）を基に行いたいと考えます。

具体的には、「官庁施設の基本的性能基準」を参考とし、社会性、環境保全性、安全性、機能性、

経済性といった視点から評価を行い、その結果を参考としながら、最終的に建設地を決定していきます。

第9 事業手法

(1) 整備手法の分類について

新施設の整備手法としては、次のような整備手法が考えられます

手 法		概 要	発注形態	資金調達	
従 来 方 式	公設公営	地方自治体が事業主となり、「設計」「建設」を個別に発注し行われる方式。さらに地方自治体が事業主体として「運営」「維持管理」を行う方式	仕様発注	市	
	公設民営	地方自治体が事業主となり、「設計」「建設」を個別に発注し行われる方式。「運営」「維持管理」については民間事業者へ委ねる方式（例：指定管理者制度）			
民間 活 力 を 活 用 し た 事 業 手 法	PFI 方 式	B T O	性能発注	民間	
		B O T	性能発注	民間	
	D B O方式		地方自治体が資金調達を負担し、「設計」「建設」「運営」「維持管理」は事業期間を通して民間事業者に委託する方式。民間の提供サービスに応じ地方自治体が料金を支払う 【例】霞台厚生施設組合クリーンセンター	性能発注	市
	D B方式		地方自治体により基本的な条件設定がなされた後に同一契約で設計者と施行者が「設計」「建設」を分担して責任を取る方式	性能発注	市

【P F I (Private Finance Initiative) について】

P F Iとは、公共事業を実施するための手法のひとつで、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハ

ウ) を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」に基づき実施されます。

P F I 手法の導入は、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としています。

【発注形態について】

- 仕様発注・・・施設の配置・構造・建築材料等、業務に関わる詳細な要件等の仕様書を市が作成し、民間事業者に提示して発注すること。
- 性能発注・・・必要な施設の性能要件や業務水準のみ提示して、その性能・水準を満たすための詳細な手段や設計は問わず、民間事業者の下で要求水準を満たす施設を整備させること。

(2) 事業比較について

①財政負担の比較

P F I 等の民間活力を活用した事業手法では、性能発注や一括発注により、業務の効率化やコスト削減等が期待できるものと考えます。また、分割払いにより初期段階として財政支出の平準化を図ることができます。

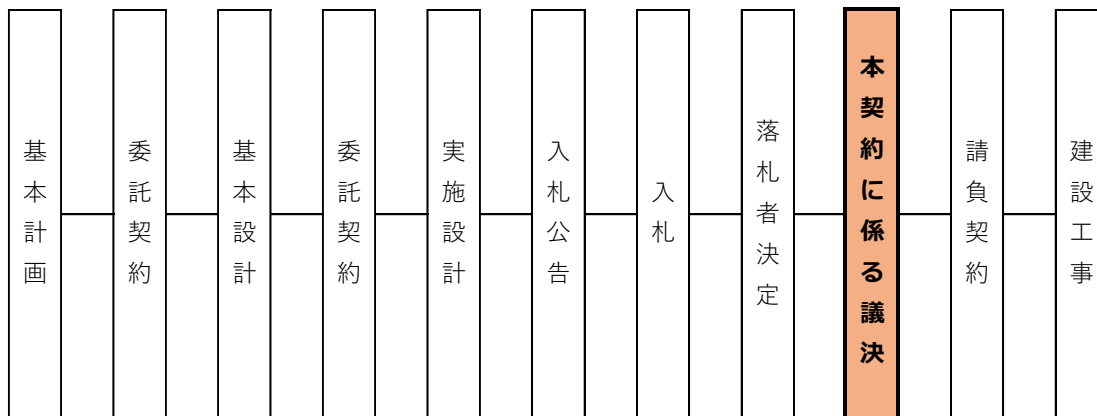
一方、従来方式では設計、施工が分離発注であり、仕様発注であることからコスト削減はあまり期待できないものと考えます。

②手続きの比較

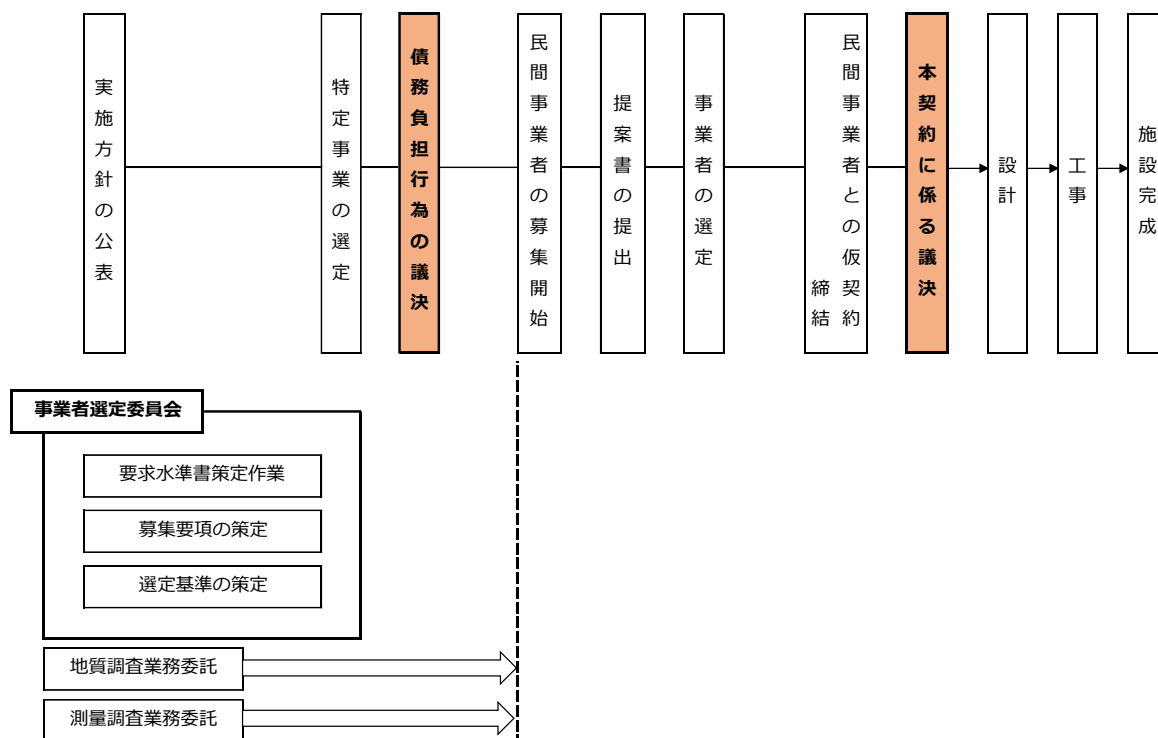
従来方式と P F I における、一般的な手続きの流れは次のとおりです。

従来方式では、各工程において発注・契約の手続きが必要となります。一方、P F I では、実施方針の策定・公表、特定事業の選定、民間事業者の募集、提案書の提出、事業者の選定等の手続きが必要となり、事業者決定までの準備期間等が長くなることが考えられます。

【従来方式の場合の基本的な事業スケジュール】



【PFIの場合の基本的な事業スケジュール】



(3) 事業手法の検討

茨城県内の自治体による公共施設整備において、PFI等による手法を用いた事例は少ない状況です。本市においては採用事例がないものの、構成員として参加する霞台厚生施設組合が行った新広域ごみ処理施設の建設工事ではDBO方式を採用しています。

民間事業者のアイデアや経営力等を生かしていくことは本事業のみならず、公共施設整備全般において求められていることは認識しています。しかし、昨今の建設資材等や人件費の高騰が続く中で、これらが整備事業に与える影響は大きいものと考えます。

新施設の整備にあたっては、民間活力の活用とともに、コスト削減、事業期間内での施設完成、適正な施工等様々な視点から総合的に検討していく必要があるものと考えます。

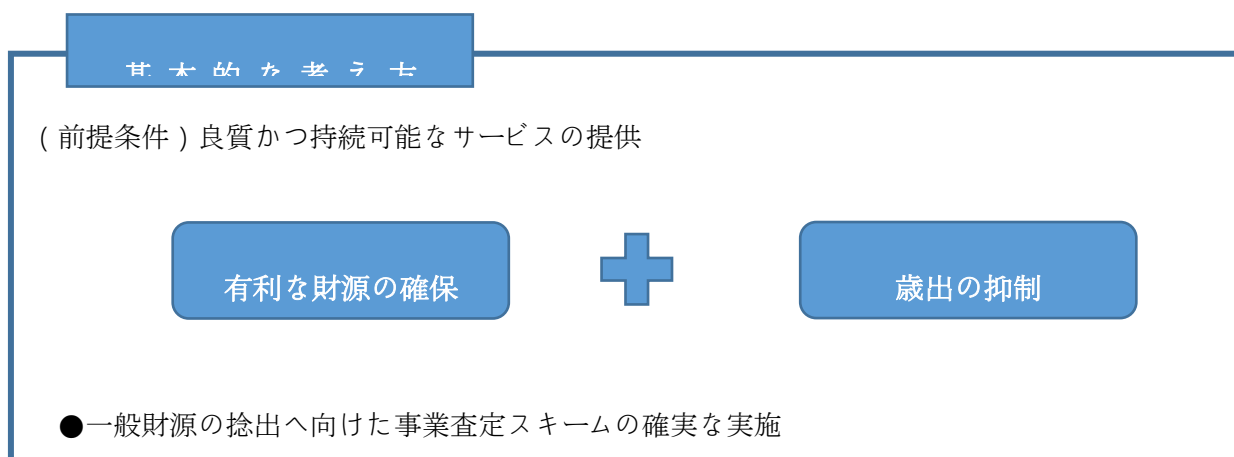
第10 財源の確保へ向けて

1 基本的な考え方

厳しい社会情勢や市の財政状況の中、複合文化施設整備事業を実現するためには、財源の確保が大きな課題となります。

財源の確保へ向けた取組みとして、国庫補助金や合併特例債といった有利な財源を活用するとともに、建設費等への一般財源からの支出を一時的に抑制するための備え、さらに支出の平準化を図るための民間資金の調達など、あらゆる手段を検討していく必要があります。

そのような視点から、複合文化施設整備事業の実現へ向けた財源確保の課題等について整理を行います。

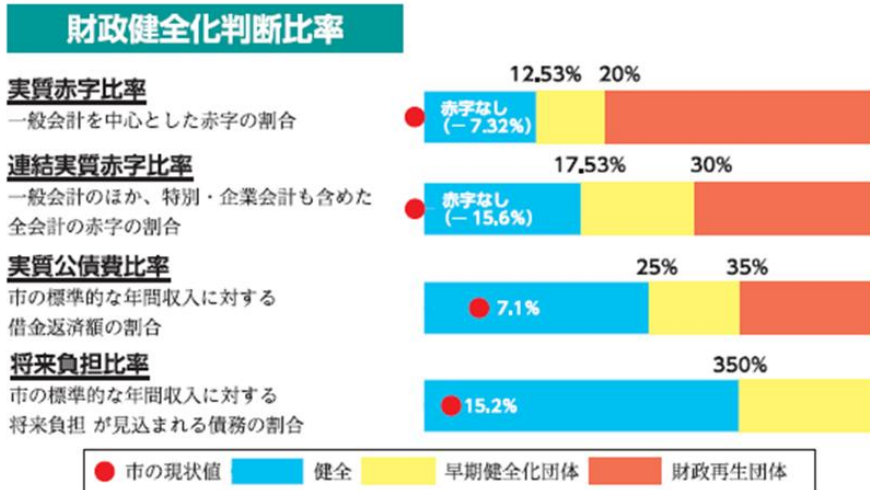


- 無理のない資金計画(財政規模)に見合った施設整備計画の検討

事業実現において、健全財政の維持が重要なポイントとなります。「有利な財源の確保」と「歳出の抑制」に取り組むとともに、市の取り組むべき重要な施策(事業)との調整も行っていく必要があります。

今後、基本計画(具体的な事業計画)の策定に当たっては、この点を十分意識し、関係部局と連携しながら進めていきます。

【本市の財政健全化判断比率(令和3年度決算ベース)】



(広報いしおか 2022. 11. 1 (No.410) より)

2 施設整備における財源について

(1) 想定する財源の内容

複合文化施設整備事業のうち施設整備については、次の財源を活用して進めていきたいと考えています。

①都市構造再編集集中支援事業交付金（国土交通省）

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集約的な支援を行うため、都市再生整備計画事業のうち立地適正化計画に基づく事業を個別支援するために制度化された交付金です。

②合併特例債

旧石岡市・旧八郷町が合併する際に策定した「新市建設計画」に基づき借入可能な地方債。事業費の95%まで借入が可能であり、元利償還金の70%が普通地方交付税措置されます。

現在の新市建設計画では、『主要施策：文化芸術の振興』における主な事業として、施設の充実（複合文化施設の整備）が位置付けられています。

③公共事業等債

起債充当率90%、うち20%が普通地方交付税措置されるものです。

④基金

令和5年度より、「石岡市複合文化施設整備基金」を設置し、施設整備に係る費用を計画的に確保していきます。

⑤一般財源

①～④の残りの部分については、一般財源を活用します。

(2) 施設整備に関する財源確保へ向けた課題

市の厳しい財政状況を踏まえて、全体事業費の抑制に努めるとともに、財源の確保に向けては、次の点について調整及び検討を行っていくことになります。

①都市構造再編集中支援事業交付金関連

○都市再生整備計画の期間延長へ向けた協議等の実施

現在の都市再生整備計画（石岡駅周辺整備計画（第2期））は、令和7年度で計画が終了します。複合文化施設整備事業の全体スケジュールと調整を図りながら、複合文化施設を位置づけた第3期計画の策定へ向けて、内部協議及び国・県との調整等を行っていく必要があります。

【フロー図】



②合併特例債関係

○新市建設計画の期間延長へ向けた協議等の実施

現在の新市建設計画の計画期間は、「合併の年度及びそれに続く20ヶ年度」となっており、令和7年度をもって終了予定となっています。

合併特例債を財源として活用するため、複合文化施設整備事業の全体スケジュールと調整を図りながら、計画期間の延長へ向けて、内部協議及び県との調整等を行っていく必要があります。

○利用可能額の拡充の検討

合併特例債の利用可能額を拡充することは、一般財源からの支出を抑制することになります。

新市建設計画に位置付けられており、着手中の事業については、社会情勢の変化による物価高騰等の影響があるものの、適正な事業費の把握と確実な事業実施を行うことで、適正な事業費の把握に努めるとともに、複合文化施設整備事業への充当額の拡充の可能性について検討していく必要があります。

【フロー図】



③基金・一般財源関係

○計画的な整備資金の確保

令和5年度より新たに「石岡市複合文化施設整備基金」を設置し、施設建設が開始されるまでの間、計画的な整備資金の確保に取り組んでいきます。積立金額については、毎年度の実施事業

や財政状況を踏まえて決定していきます。

④その他

前述の①から③に示すものの他に、活用できる有利な財源について改めて検討します。

(3) 留意すべき事項

①各計画期間内での事業完了へ向けた適正な進捗管理

複合文化施設整備事業で想定する財源（都市構造再編集中支援事業交付金、合併特例債）については、その根拠となる各計画（都市再生整備計画、新市建設計画）の計画期間内に事業を完了することが求められます。

行政が実施するすべての事業については適正な進捗管理が求められますが、今回の複合文化施設整備事業では、財源確保という観点からも事業スケジュールを踏まえ、その中で市民、議会をはじめ各関係機関と協議を行いながら進めていく必要があります。

②有利な財源確保

建設時の歳出が大きくなれば、そのリスクとしてランニングコストに含める元利償還金が増えるなど、建設後の市の財政状況に与える影響は大きいことが想定されます。

建設にあたっては、有利な財源の確保とあわせ歳出抑制に向けた具体的な検討を行っていく必要があります。

3 施設の運営・維持管理に係る財源確保について

(1) 新施設における収支について

① 想定される主な支出

- ・運営費（人件費、事業運営に係る経費等）
- ・維持管理費（施設メンテナンスに係る経費等）
- ・その他

② 想定される主な施設収入

- ・施設貸出（貸館事業）収入
※使用料（指定管理者制度を導入した場合は利用料）制度を採用した場合、貸館事業による収入が大きな割合を占めると考えられます。
- ・事業実施による料金収入
- ・国・団体等からの助成金・補助金

(2) 運営・維持管理に係る財源確保へ向けた課題

施設整備時とは異なり、施設の運営・維持管理に係る経費（いわゆる「ランニングコスト」）に対しては、有利な財源（国・県等による補助金等）がほとんどない状況です。その財源をいかに確保していくかが大きな課題であると考えます。

①貸館事業の充実（戦略的な活用）

貸館事業は「文化芸術支援」「市民文化支援」の一つとして捉えることができることから、より多くのひとに喜んで利用してもらえる施設を目指すことが、地域文化振興につながると言えます。

新施設の利用促進を図るため、繰り返し利用したいと思える施設の整備や利用者の視点から施設機能や貸館運営の在り方を検討します。

【例】何度も利用したいと思える施設

→利便性や快適性を備えた施設

→障がい者、高齢者、子育て世代にとっても利用しやすい施設

柔軟な管理運営（利用申請の簡略化、利用実態に即した利用ルールの検討等）

さらに、職員が積極的に施設の PR を行い、新施設の利用促進を図っていく必要があります。

②料金体系の検討

①の貸館事業の充実を図るためには、適切かつ利用しやすい料金体系が重要となってきます。文化ホールとしての一定の採算性は求めながらも、施設稼働を上げるため、周辺自治体の類似施設を参考としながら、かつ、若い人でも利用可能な料金体系を検討します。

また、受益者負担の原則に基づき、使用料の減免に関する取扱いについても、周辺自治体における類似施設における状況を踏まえて検討します。

【例】稼働の低い午前中に限り割引制度を導入

市民割引、回数割引（割引が受けられるのは年3回まで） 等

③国や関係団体による助成金・補助金の活用に関する検討

自主事業等の実施に当たっては、その財源を確保する必要があります。

現在、国や関係団体では文化芸術の推進のために様々な助成制度・補助制度を設けています。

新施設では、実施する事業計画と、国・各関係団体等で行う助成事業・補助事業を照らし合わせ、財源としての利用可能性について検討を行っていきます。

- ・文化庁
- ・独立行政法人日本芸術文化振興会
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会
- ・一般財団法人地域創造

【文化庁による支援メニューの例】

地域文化振興拠点の強化

令和5年度予算額(案) 2,094百万円
前年度予算額 961百万円

特徴・理念

- 地域における特色ある文化芸術のさらなる振興を図るためには、地方公共団体における地域文化振興に向けた機能強化や振興拠点の整備に加え、地域の中心となる文化施設の機能強化等を進める必要がある。
- 地方文化行政、中核施設等を備え強化するだけでは、地域特色を生かした新しい事業の創出や持続可能な文化芸術によるまちづくり、誘客の拡大化、青年人口の増加、力の回復、効果的・効率的な資源配分、新入職員の確保、官民連携の推進やデジタル化による取組を刷新することは難しいことから、日本芸術文化振興会と連携し、これらの事業を一体的に運用し、関係機関・民団体のネットワーク化・連携強化を推進する。
- こうした取組を通じて我が国の誇るべき新たな地域文化を創出し、文化芸術による豊かな社会の実現を目指す。

事業内容

- 地方公共団体における文化芸術振興拠点形成、地域の中心となる劇場・音楽堂等の連携、劇場・音楽堂等間の連携・協力による巡回公演の促進を一体的に実施し、日本芸術文化振興会と連携し、関係機関・民団体のネットワーク化・連携強化を推進する。
- 【令和5年度】劇場・音楽堂等連携推進事業
【令和5年度】文化芸術振興拠点形成事業
1. **文化芸術創造拠点形成事業(拡充)** 1,089百万円(961百万円)
地方公共団体に対して地域文化振興に向けた機能強化や振興拠点の整備を推進するため、文化芸術分野の専門的人材を活用した、地域アーティストの活動支援、地域住民やアーティストへの連携・協働、地域の文化芸術振興を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組を支援。(自治体補助1/4、4事業程度)
 2. **劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業(新規)** 1,008百万円(新規)
地域の中心となる劇場・音楽堂等に対し、地域の文化振興としての機能を強化する取組(公演事業、人材養成事業、普及啓発事業等)を支援(1/2補助、113事業)
 3. **劇場・音楽堂等又は芸術芸術団体が企画・制作する、質の高い実演芸術の巡回公演を支援(10事業程度)**

アウトプット(活動目標)	インパクト(成果目標)	インパクト(国民・社会への影響)・目指すべき姿
文化芸術振興拠点形成事業の件数 47	<ul style="list-style-type: none"> 地域における文化芸術事業の企画力の向上 補助事業における自己収入率の増加 文化芸術振興拠点の設置 文化芸術振興拠点・音楽堂等の増加・機能の確保 地域での劇団・実演芸術の公演数の増加 文化振興の推進に不可欠な人材の確保・育成 新たな人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化芸術創造拠点の形成 劇場・音楽堂等の活性化 多様で特色ある文化芸術の振興 文化芸術による地域の活性化 文化芸術による豊かな社会の実現
劇場・音楽堂等活性化・ネットワーク強化事業の件数 113		

生活文化の振興等の推進

令和5年度予算額(案) 44百万円
前年度予算額 62百万円

特徴・目的

文化芸術基本法第12条に基づき、生活文化の振興及び国民視察の普及を図るためには、生活文化等の実態を把握し、民間における自主的活動を尊重しつつ適切な取組を促す必要がある。そのため、生活文化等分野を踏まえた調査研究を推進していき、その結果、普及に資する新たな調査研究の取組に繋げる事業を推進していく。また、国の事業に加え、地方自治体が行った生活文化の取組については、令和3年の文化財保護法改正により創設された登録有形文化財制度に基づき、早急に保護措置を講ずることが求められているため、実態把握を通じて、各分野の歴史的背景等、有形文化財への登録に必要な詳細調査を併せて進めていく。

事業内容

生活文化等の実態や各分野の歴史的背景等について調査するとともに、生活文化等が持つ多様な価値を生かし、継承、発展及び創造につながる取組を推進する。

■暮らしの文化(生活文化、国民視察等) 連携の3つの柱

1. **暮らしの文化を伝える**
 - 生活文化調査研究事業 13分野 31百万円(33百万円) 事業期間：平成27年度～
 - ・生活文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。
2. **暮らしの文化で育つ(登録)**
 - 伝統文化継承事業 1,489百万円の内数(1,489百万円の内数) 事業期間：平成26年度～
 - ・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等も、計画的・継続的に体験・理解できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を継承・発展させること、子供たちの関心・理解を促進する。
 - ・文化財保護法改正により、生活文化についても登録有形文化財としての登録対象の対象となったが、伝統文化等と連携・連携には、次世代を担う子供たちから登録することが重要である。継続的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域振興の取組等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。
3. **暮らしの文化を創造する**
 - 生活文化振興推進事業 12事業 13百万円(19百万円) 事業期間：令和3年度～
 - ・これまで個人・団体の中心であった生活文化について、従来とは異なるアプローチによる新たな取組を創出し、高分野の活性化、生活文化等の魅力向上、後継者の確保を図る。

アウトプット(活動目標) アウトカム(成果目標) インパクト(国民・社会への影響)

生活文化調査研究事業 13分野 31百万円(33百万円)
伝統文化継承事業 1,489百万円の内数(1,489百万円の内数)
生活文化振興推進事業 12事業 13百万円(19百万円)

・暮らしの文化の活性化
・暮らしの文化で育つ
・暮らしの文化を創造する

・暮らしの文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。
・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等も、計画的・継続的に体験・理解できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を継承・発展させること、子供たちの関心・理解を促進する。
・文化財保護法改正により、生活文化についても登録有形文化財としての登録対象の対象となったが、伝統文化等と連携・連携には、次世代を担う子供たちから登録することが重要である。継続的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域振興の取組等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

・暮らしの文化の活性化
・暮らしの文化で育つ
・暮らしの文化を創造する

・暮らしの文化に関する基礎的な実態調査や、各分野の個別調査を実施し、生活文化分野の保護や振興施策について検討する。
・次世代を担う子供たちに対して、伝統文化・生活文化等も、計画的・継続的に体験・理解できる機会を提供することにより、伝統文化・生活文化等を継承・発展させること、子供たちの関心・理解を促進する。
・文化財保護法改正により、生活文化についても登録有形文化財としての登録対象の対象となったが、伝統文化等と連携・連携には、次世代を担う子供たちから登録することが重要である。継続的・広域的に体験機会を提供する取組を支援することで、地域振興の取組等、より多くの子供たちが体験機会を得られるようにする。

(文化庁ホームページより)

④新施設運営への支援獲得へ向けた取り組みの検討

新施設を安定的に運営していくための支援として、個人や市内企業などに継続的な支援を呼び掛けていくことを検討します。

⑤ネーミングライツ制度の導入に向けた調査検討

本市では、令和元(2019)年10月に「石岡市ネーミングライツ事業実施要綱」を定めています。現在実績はありませんが、同要綱に基づき、新施設の名前を付与する命名権(ネーミングライツ)を導入(実施)することによる自主財源の確保について検討します。

【県内における文化施設での導入事例】

茨城県民文化センター	ザ・ヒロサワ・シティ会館	2019年4月～3年間 年額1,000万円
土浦市民会館	クラフトシビックホール土浦	2020年5月～3年間 年額300万円
龍ヶ崎市文化会館	大昭ホール龍ヶ崎	2020年7月～3年間 年額450万円
水戸市民会館	(大ホール)	2023年4月～10年間 年額880万円
	グロービスホール	
	(中ホール)	2023年4月～10年間 年額310万5,500円
	ユードムホール	

⑥新施設における広告事業へ向けた調査検討

新施設の性格(集客性)を考慮し、施設の一部を民間事業者へ有料で貸し出す等、広告媒体として提供することで広告料収入の獲得などについて検討します。

⑦駐車場収入の取扱いの検討

新施設とあわせて整備する予定の駐車場について、料金設定や歳入の枠組み(複合文化施設の歳入と一体とするのか、別とするのか)等を検討していく必要があります。

(3) 維持管理を見据えた施設整備の検討

新施設は、施設面積、特殊な設備、備品等に加え、施設運営に必要な専門的人材等に係る人件費を含めると、他の公共施設に比べ、ランニングコストが大きくなることが考えられます。

特に、ホールにおいては、舞台装置や設備（音響、照明）、備品など特殊なものが多く、定期的な保守点検や、常に改善・改修が求められます。

建設計画検討の段階からランニングコストを算定し、十分な検討を重ねていく必要があります。

(4) 開館後の施設の維持管理計画

新施設の供用開始後、担当課と協議を重ねながら、公共施設等総合管理計画（個別施設計画）の策定に取り組む必要があります。

新施設のうち、特にホール部分は、供用開始後でも見直し等が必要となることも視野に入れるとともに、中長期的に設備、備品等の更新が必要になってきます。施設の修繕及び設備等の更新を行う際も多額の修繕費が必要となることが想定されます。

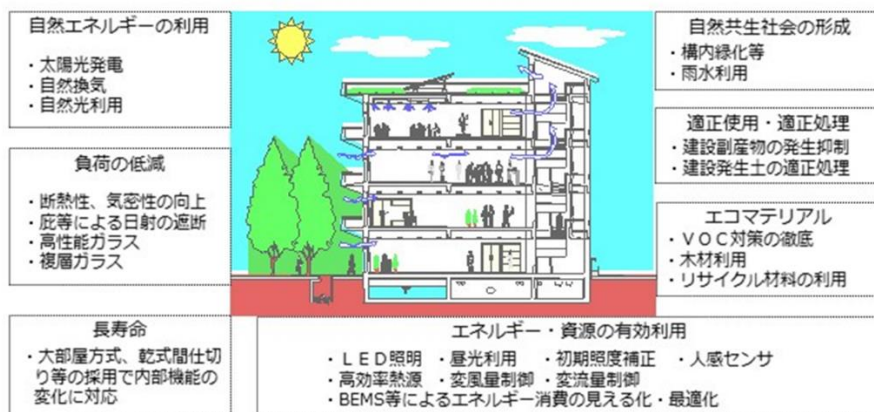
将来の施設修繕及び設備等の更新を見据え、どのようにその財源を確保していくのかという部分も検討していく必要があります。

第 1 1 その他

1 環境へ配慮した施設整備

本市は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築と、脱炭素社会の実現、気候変動適応策の推進を目指し、令和4年10月に「石岡市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところです。新施設の整備に当たっては、「官庁施設の環境保全性基準」を参考に、ZEBの実現を目指すなど脱炭素化を含む環境負荷低減に配慮した施設整備を目指します。

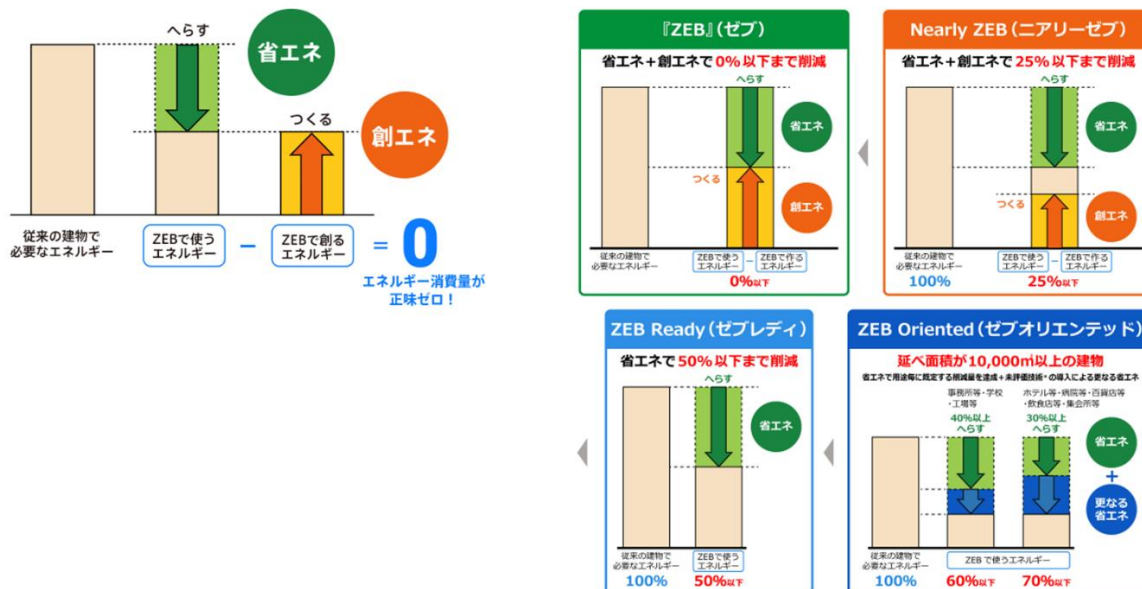
【環境負荷低減に配慮した官庁施設イメージ図（国土交通省ウェブサイトより）】



環境負荷低減に配慮した官庁施設 イメージ図

【参考】

ZEB（ゼブ）とは、**Net Zero Energy Building** 略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。



(環境省ホームページより)

財源のひとつとして考えている都市構造再編集中支援事業交付金の交付要件では、「**ZEB Ready (ゼブレディ) 以上であること。**」と規定されています。

2 木材（地場産材）の利用促進

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材の利用促進に努めていく必要があります。本市では、八郷地域において林業が盛んであることから、地場産材を活用した施設整備について検討していきます。

3 あらゆる段階における市民参加

新施設は、より多くのひとに利用され、愛される施設を目指します。そのためには、整備のみならず、完成後の運営の部分についても、より多くの市民に参加していただく必要があると考えます。新施設整備・運営にあたっては、積極的に情報発信を行いながら市民の意識醸成を図るとともに、市民が参画できる仕組みを構築していく必要があると考えます。

4 事業スケジュールの確認と検討

基本構想で提示した様々な課題等について検討や整理を行いながら、基本計画の策定から施設の工事着手や供用開始（開館）までの事業全体のスケジュールを検討していく必要があります。検討に当たっては、可能な限り、早期完成（早期供用開始）を目指していきます。